

新産業廃棄物最終処分場整備事業

生活環境影響調査書（案）

令和 5 年 月

一般財団法人茨城県環境保全事業団

目 次

第1章 事業計画	1-1
1.1 計画概要・目的	1-1
1.2 事業者の名称及び所在地	1-1
1.3 施設の名称及び設置場所	1-1
1.4 事業の種類	1-1
1.5 施設において処理する廃棄物の種類	1-2
1.6 施設の処理能力	1-2
1.7 施設の稼働計画	1-3
1.7.1 廃棄物搬入時間	1-3
1.7.2 施設稼働時間帯	1-3
1.7.3 廃棄物運搬車両の台数	1-3
1.7.4 廃棄物の搬出入ルート	1-3
1.8 公害防止対策	1-5
第2章 地域の概況	2-1
2.1 調査範囲の設定	2-1
2.2 自然的条件及び社会的条件の現況	2-3
2.2.1 日立市の概要	2-3
2.2.2 気象	2-7
2.2.3 水象	2-10
2.2.4 地形・地質	2-12
2.2.5 土地利用	2-15
2.2.6 水利用	2-21
2.2.7 人家の状況	2-24
2.2.8 交通量の状況	2-26
2.2.9 上下水道の整備の状況	2-29
2.2.10 一般廃棄物の処理状況	2-30
2.3 環境法令等による指定状況	2-33
2.3.1 大気汚染	2-33
2.3.2 騒音	2-37
2.3.3 振動	2-45
2.3.4 悪臭	2-50
2.3.5 水質	2-52
2.3.6 地下水	2-58

第 3 章 生活環境影響調査項目の選定	3-1
第 4 章 環境の現況及び影響の予測と分析	4-1
4.1 大気質	4-1
4.1.1 現況調査	4-1
4.1.2 予測及び影響の分析(埋立作業による紛じん)	4-12
4.1.3 予測及び影響の分析(廃棄物運搬車両の走行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)	4-18
4.2 騒音	4-27
4.2.1 現況調査	4-27
4.2.2 予測及び影響の分析(施設(浸出液処理設備)の稼働及び埋立作業に伴う影響)	4-31
4.2.3 予測及び影響の分析(廃棄物運搬車両の走行による影響)	4-39
4.3 振動	4-47
4.3.1 現況調査	4-47
4.3.2 予測及び影響の分析(施設(浸出液処理設備)の稼働及び埋め立て作業に伴う影響)	4-51
4.3.3 予測及び影響の分析(廃棄物運搬車両の走行による影響)	4-57
4.4 悪臭	4-64
4.4.1 現況調査	4-64
4.4.2 予測及び影響の分析(施設(埋立地)からの悪臭の発生)	4-67
4.5 地下水	4-71
4.5.1 現況調査	4-71
4.5.2 予測及び影響の分析(最終処分場の存在による地下水の流れ)	4-88
第 5 章 総合的な評価	5-1

第1章 事業計画

1.1 計画概要・目的

茨城県の県公共関与最終処分場エコフロンティアかさまは、平成17年8月の開業以降、県内で発生した産業廃棄物や東日本大震災などで発生した災害廃棄物の処理を行うなど、廃棄物の適正処理に努め、地域住民や事業者の方々から信頼を得ながら運営を行ってきた。

県内における民間事業者による管理型産業廃棄物最終処分場は、平成16年度以降、新規の設置許可がない状況であり、エコフロンティアかさまの埋立進捗は、令和3年度末で約8割まで進み、現状のまま推移すれば、県内における産業廃棄物最終処分場の埋立容量に近い将来にひっ迫することは必至の状況となっている。

こうした状況を踏まえ、茨城県では、県内産業の安定した経済活動を支えていくため、今後4年程度での埋立終了が見込まれているエコフロンティアかさまの後継施設として、新たな産業廃棄物最終処分場を日立市諏訪町地内で整備することとした。

1.2 事業者の名称及び所在地

事業者の名称：一般財団法人茨城県環境保全事業団
主たる事務所の所在地：茨城県笠間市福田165番1

1.3 施設の名称及び設置場所

施設名：(仮称)新産業廃棄物最終処分場
施設住所：茨城県日立市諏訪町地内
敷地面積：約9.8ha

1.4 事業の種類

種類：管理型最終処分場
構造形式：オープン型

1.5 施設において処理する廃棄物の種類

本施設において処理する廃棄物の種類は、表 1-1 に示すとおりである。

表 1-1 施設において処理する廃棄物の種類

埋立対象物	内容
産業廃棄物	燃え殻、汚泥（無機性のものに限る）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードを含む）、鋳さい、がれき類、ばいじん
一般廃棄物	地方公共団体等の焼却施設から出た焼却灰等（焼却灰、ばいじん、不燃残さ）、災害廃棄物

1.6 施設の処理能力

本施設の処理能力は、表 1-2 に示すとおりである。

表 1-2 施設の処理能力

対象施設		処理能力
産業廃棄物 最終処分場	埋立地	処分場形式：オープン型最終処分場
		埋立構造：準好気性埋立
		埋立方式：セル方式
		遮水構造：二重遮水シート、ベントナイト砕石、水密性アスファルトコンクリート、GCL（ベントナイト複合遮水ライナー）による多重遮水構造
		埋立面積：約 9.8ha
		埋立容量：約 244 万 m ³ 廃棄物：195 万 m ³ 覆土量：49 万 m ³
	浸出水処理施設	放流先：日上市公共下水道
		処理能力：400m ³ /日
		放流水質： pH 5.8～8.6 BOD 100mg/ℓ 以下 COD 80mg/ℓ 以下 SS 10mg/ℓ 以下 T-N 70mg/ℓ 以下 Ca ²⁺ 100mg/ℓ 以下 その他重金属類 排水基準以下 ダイオキシン類 10pg-TEQ/ℓ 以下
		処理方式：カルシウム除去＋生物処理＋高度処理

1.7 施設の稼働計画

1.7.1 廃棄物搬入時間

本施設の廃棄物搬入時間は、表 1-3 に示すとおりである。

表 1-3 廃棄物搬入時間

対象施設	搬入曜日	搬入時間
一般廃棄物最終処分場	月曜日～金曜日	午前 9 時～11 時 30 分
産業廃棄物最終処分場		午後 1 時～ 4 時 30 分

※国民の祝日（振替休日を含む）、年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）及びお盆（8 月 13 日～15 日）を除く。

1.7.2 施設稼働時間帯

本施設の稼働時間帯は、表 1-4 に示すとおりである。

表 1-4 施設の稼働時間

対象施設		稼働時間
一般廃棄物最終処分場	埋立地	午前 9 時～午後 5 時 00 分
産業廃棄物最終処分場	浸出水処理施設	24 時間

1.7.3 廃棄物運搬車両の台数

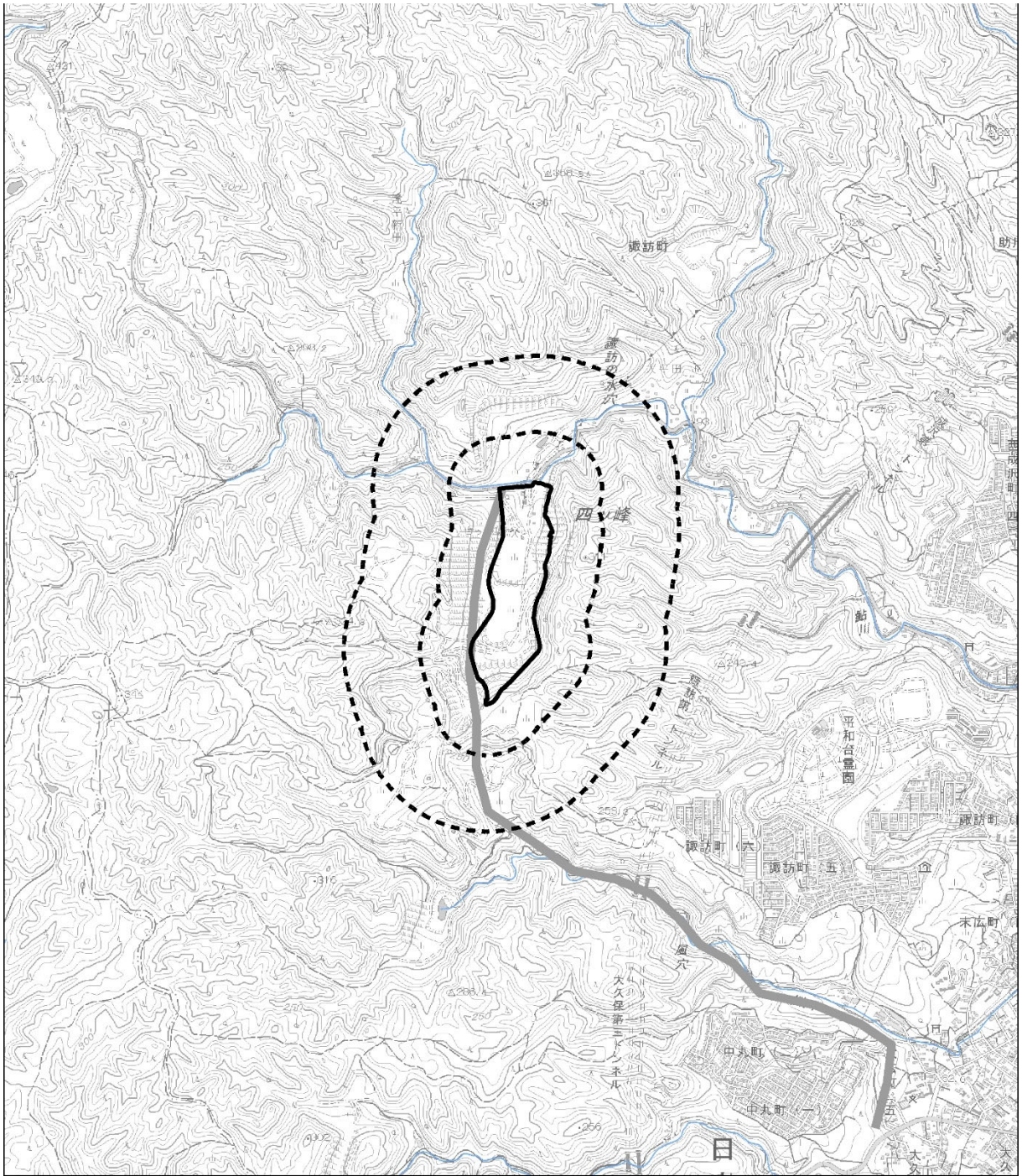
処理施設埋立地（計画地）に係る廃棄物運搬車両台数は表 1-5 に示すとおりとした。

表 1-5 施設への廃棄物運搬車両台数





対象施設	運搬車両台数（台／日）	
	片道	往復
一般廃棄物最終処分場	80	160
産業廃棄物最終処分場		

1.7.4 廃棄物の搬出入ルート

廃棄物の搬出入ルートは図 1.7-1 に示すとおり、日立笠間線の中丸町周辺から新設道路を通るルートである。

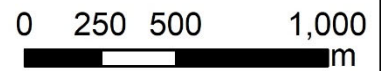


凡例

-  対象事業実施区域
-  調査範囲(対象事業実施区域から200m)
-  調査範囲(対象事業実施区域から500m)
-  新設道路



1:25,000



背景図) 国土地理院「1/25,000地形図(常陸太田,町屋)」

図 1.7-1 廃棄物の搬出入ルート

1.8 公害防止対策

施設の設置計画にあたり、周辺地域の生活環境の保全に配慮し、表 1-6 に示す公害防止対策を講じる。

表 1-6 公害防止対策の内容

環境要素	項目	公害防止対策の内容
大気環境	大気質	<ul style="list-style-type: none">・ 散水及び覆土の実施・ 車両の搬入台数の分散化・ 空ぶかし等の禁止・ 低公害車の導入促進
	騒音	<ul style="list-style-type: none">・ 機械類の屋内設置・ 低騒音型建設機械の使用・ 交通規制の遵守・ 車両の搬入台数の分散化・ 空ぶかし等の禁止
	振動	<ul style="list-style-type: none">・ 機械類の屋内設置・ 低振動型建設機械の使用・ 機器類の定期的な管理・ 交通規制の遵守・ 車両の搬入台数の分散化・ 空ぶかし等の禁止
	悪臭	<ul style="list-style-type: none">・ 覆土の実施
水環境	地下水	<ul style="list-style-type: none">・ 地下水水位モニタリングによる異常の早期発見

第2章 地域の概況

2.1 調査範囲の設定

事業予定地は、図 2.1-1 に示すとおり、日立市に位置している。

調査範囲（以下、調査対象地域）は、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（国土交通省、平成 11 年 11 月）に示す適切な縮尺の図面に示す範囲（事業予定地から 4 km 程度の範囲）を参考に、廃棄物運搬車両の搬出入路や排水放流先の河川の状況を勘案して図 2.1-2 に示す範囲とした。項目ごとの対象範囲は後述する（第 3 章参照）。

地域の概況は、原則として調査対象地域の範囲について把握するものの、調査対象地域に限定して現況把握を行うことが困難な場合には日立市全域を対象とした。

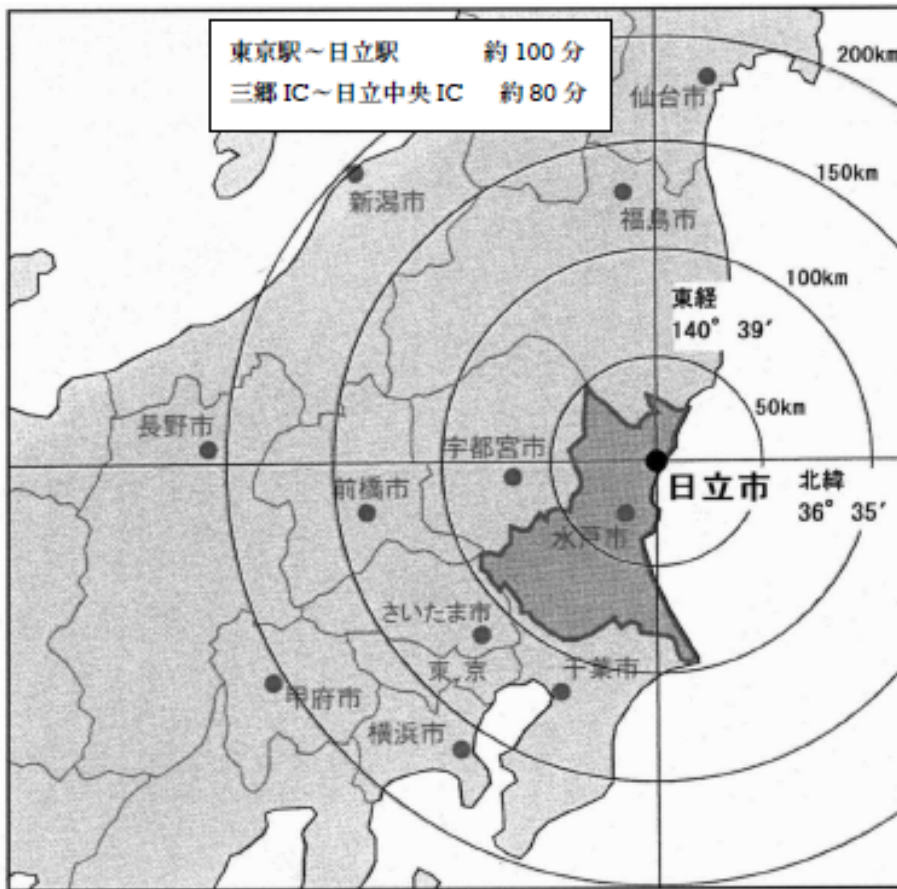
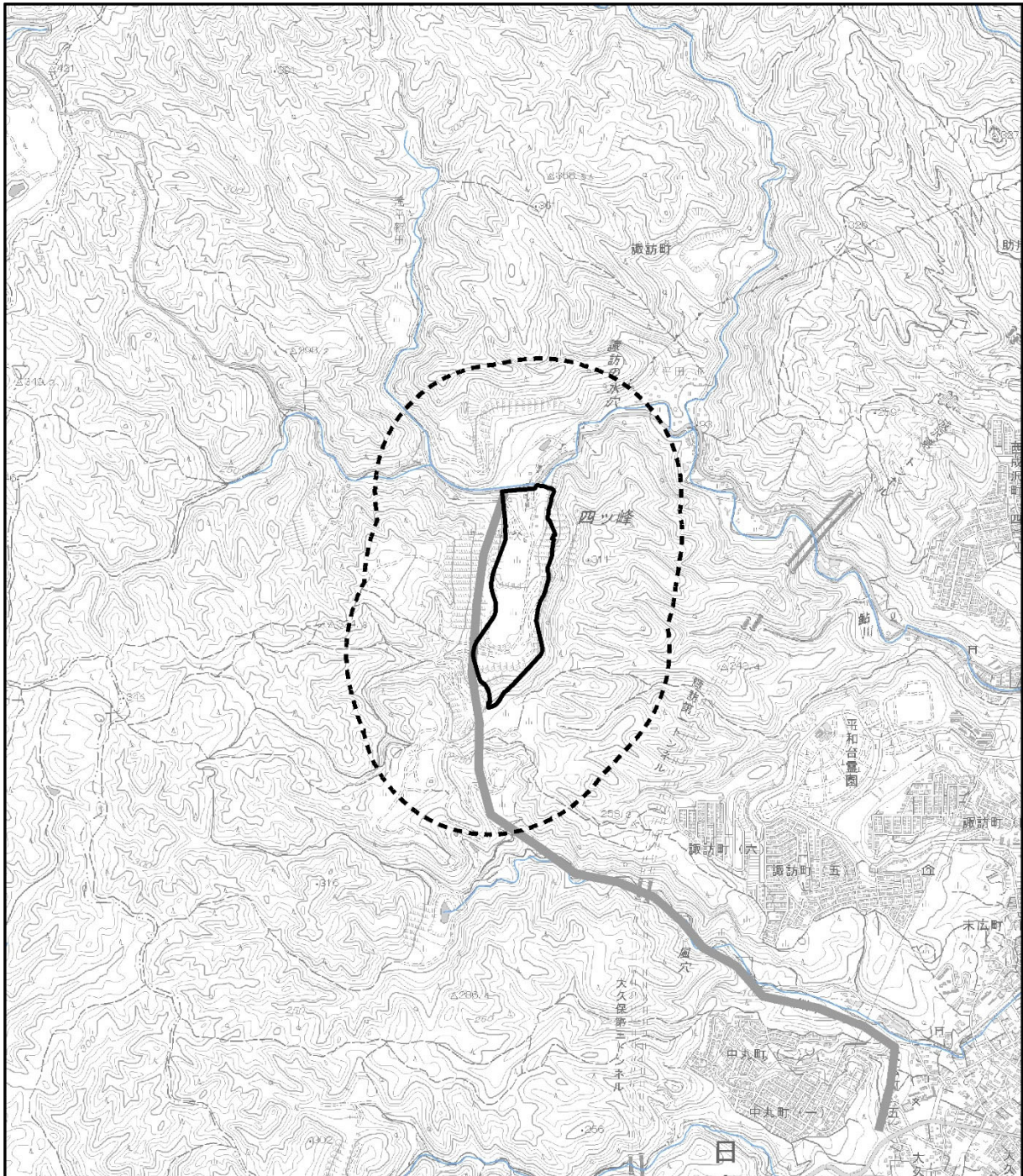
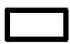
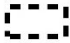



図 2.1-1 日立市の位置図

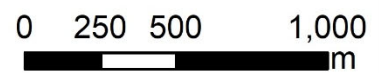


凡 例

-  対象事業実施区域
-  調査範囲(対象事業実施区域から500m)
-  新設道路



1:25,000



背景図) 国土地理院「1/25,000地形図(常陸太田,町屋)」

図 2.1-2 事業実施区域の位置

2.2 自然的条件及び社会的条件の現況

2.2.1 日立市の概要

(1) 面積

日立市における令和4年の地目別面積を表 2.2-1 に示す。山林の割合が高く、全体の約60%を占めている。

表 2.2-1 地目別面積（令和4年）

区分	面積 (km ²)	割合 (%)
田	8.01	3.5%
畑	7.07	3.1%
宅地	34.44	15.2%
池沼	0.32	0.1%
山林	136.12	60.3%
原野	2.65	1.2%
牧場	0.42	0.2%
雑種地	15.81	7.0%
その他	21.02	9.3%
総面積	225.86	100.0%

資料) 「2022(令和4年)日立市の統計 (日立市、令和4年12月閲覧)
<https://www.city.hitachi.lg.jp/shisei/008/001/p003066.html>」

(2) 人口・世帯数

1) 人口の状況

平成 29 年～令和 3 年における日立市の人口を表 2.2-2 及び図 2.2-1 に示す。

総世帯数、人口、人口密度はいずれも減少傾向にあり、人口は過去 5 年間で約 8,900 人が減少している。

表 2.2-2 人口の推移

年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
総世帯数 (戸)	78,631	78,604	78,337	77,911	77,578
人口 (人)	180,781	178,658	176,069	174,500	171,888
人口密度 (人/km ²)	800.7	791.3	779.5	772.8	761.5

資料)「平成 29 年～令和 3 年茨城県常住人口調査結果報告書、(茨城県、令和 4 年 12 月閲覧)
<https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/tokei/fukyu/tokei/betsu/jinko/jinko.html#jinko02>」

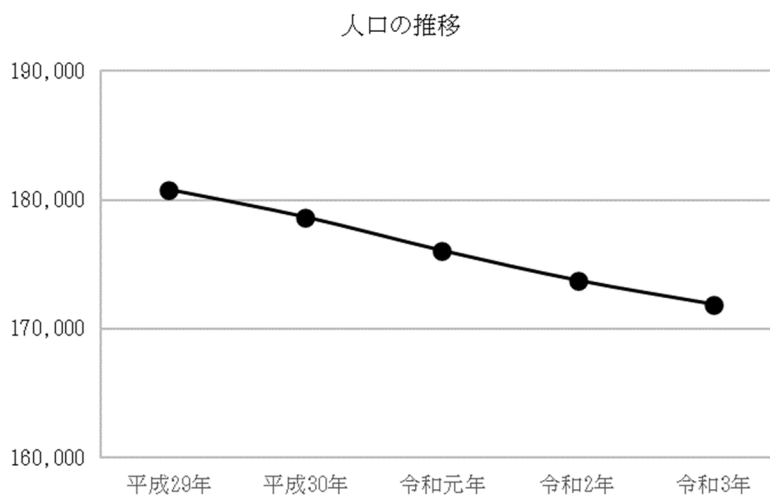


図 2.2-1 人口の推移

2) 集落の分布

対象事業実施区域及びその周辺において、集落は分布しない。

(3) 主要産業

1) 産業構造

日立市における令和2年の産業別就業者数を表2.2-3に示す。

日立市の就業者総数は74,594人で、第3次産業の就業者数が最も多く、全体の半数以上を占めている。分類別にみると、製造業、卸売業、小売業、医療、福祉の順に多くなっている。

表 2.2-3 産業別就業人数（令和2年）

大分類	小分類	人口（人）
第1次産業	農業、林業	757
	（うち農業）	731
	漁業	106
	小計	863
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	10
	建設業	5,255
	製造業	19,957
	小計	25,222
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	527
	情報通信業	2,965
	運輸業、郵便業	3,191
	卸売業、小売業	9,971
	金融業、保険業	1,116
	不動産業、物品賃貸業	929
	学術研究、専門・技術サービス業	2,991
	宿泊業、飲食サービス業	3,552
	生活関連サービス業、娯楽業	2,585
	教育、学習支援業	3,540
	医療、福祉	9,052
	複合サービス事業	435
	サービス業（他に分類されないもの）	4,338
	公務（他に分類されるものを除く）	1,829
小計	47,021	
分類不能の産業		1,488
合計		74,594

資料)「2022(令和4年)日立市の統計(日立市、令和4年12月閲覧)
<https://www.city.hitachi.lg.jp/shisei/008/001/p003066.html>」

2) 商業

日立市における平成16年～平成28年の商業の推移を表2.2-4に示す。

経年的にみると、事業所数、従業者数、商品販売額は平成16年～平成26年まで減少傾向にあるが、事業所数は及び従業者数は平成28年から、商品販売額は平成26年から増加傾向に転じている。

表 2.2-4 商業の推移

市名	項目	平成16年	平成19年	平成24年	平成26年	平成28年
日立市	事業所数(戸)	2,220	1,989	1,417	1,328	1,382
	従業者数(人)	14,530	13,231	9,385	9,184	10,192
	商品販売額(百万円)	455,091	389,352	308,969	318,704	352,148

資料)「商業統計調査報告書(経済産業省、令和4年12月閲覧)

<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syougyo/result-2.html>

3) 工業

日立市における平成28年～令和2年の工業の推移を表2.2-5に示す。

経年的にみると、事業所数は平成28年～令和2年まで減少傾向にある。従業者数は平成28年～平成30年まで減少しており、令和元年は増加したものの、令和2年には減少している。製造品販売額等は平成28年～平成30年まで増加しており、令和元年は減少したものの、令和2年には増加している。

表 2.2-5 工業の推移

市名	項目	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
日立市	事業所数(戸)	350	346	341	339	276
	従業者数(人)	23,238	22,878	22,476	22,541	21,039
	製造品販売額等 (百万円)	1,007,434	1,054,713	1,075,261	1,042,044	1,209,414

資料)「工業統計調査報告書(経済産業省、令和4年12月閲覧)

<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/result-2.html>

4) 農業

日立市における平成22年～令和2年の農家数の推移を表2.2-6に示す。

経年的にみると、農家数、自給農家数及び販売農家数は平成22年～令和2年までいずれも減少傾向にある。

表 2.2-6 農家数の推移

市名	項目(戸)	平成22年	平成27年	令和2年	
日立市	農家数	1,608	1,220	972	
	自給農家数	868	735	596	
	販売農家	専業数	254	220	-
		兼業数	486	265	-
		計	740	485	376

備考)2020年農林業センサスでは、専業と兼業の区分が廃止された。

資料)「2010年～2020年農林業センサス(農林水産省、令和4年12月閲覧)

<http://www.machimura.maff.go.jp/machi/index.html>

2.2.2 気象

対象事業実施区域に最も近い気象観測所（気温・降水量・風・日照を計測している観測所）である日立観測所（日立市会瀬町、対象事業実施区域から東北東約 5.0km）における、平成 24 年～令和 3 年の 10 年間の気象観測結果を表 2.2-7 に、令和 3 年度の風配図を図 2.2-2 に、対象事業実施区域及びその周辺の気象観測所の位置を図 2.2-3 に示す。

平均気温の 10 年間の平均値は 14.9℃であり、月別の平均気温は 8 月が最も高く、1 月が最も低い。年降水量の平均は 1423.7mm であり、10 月が最も多く、1 月が最も少ない。年平均風速は 2.2m/s であり、平均風速は 3～4 月がやや高く、7 月がやや低い。風向出現頻度について、冬季（12 月～2 月）は北から北北東の風が卓越し、春季（3～5 月）は北北東から北東に最多風向が変化する。夏季（6 月～8 月）は北東の風が卓越し、秋季（9 月～11 月）は北東から北北東の風が卓越している。

令和 3 年度の平均風速は 2.1m/s であり、北東から北北東の風が卓越していた。

表 2.2-7 気象概況（日立観測所）

項目 月	気温(℃)			降水量 (mm)	平均 風速 (m/s)	最多 風向	日照時間 (h)
	平均 気温	日最高 気温	日最低 気温				
1 月	4.6	9.0	0.0	50.5	2.4	北北東	203.0
2 月	5.3	9.7	0.7	56.9	2.5	北北東	175.0
3 月	8.8	13.2	4.1	115.2	2.6	北北東	194.9
4 月	12.4	16.6	8.0	138.0	2.6	北東	195.4
5 月	17.3	21.3	13.3	153.1	2.1	北東	214.7
6 月	20.1	23.4	17.3	157.9	2.0	北東	162.9
7 月	23.8	27.2	21.1	140.0	1.9	北東	156.1
8 月	25.8	29.2	23.1	140.7	2.0	北東	198.9
9 月	22.4	25.7	19.5	168.7	2.0	北東	140.7
10 月	17.5	21.2	14.0	180.5	2.1	北北東	159.5
11 月	12.5	16.6	8.2	67.3	2.1	北北東	170.9
12 月	7.3	11.6	2.8	50.6	2.3	北	186.0
年間	14.9	18.8	11.1	1423.7	2.2	北東	2128.1

備考) 平成 24 年 1 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日の平均値とした。

資料) 「気象統計情報（気象庁、令和 4 年 1 月閲覧）

<http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>

表 2.2-8 令和3年の月別の気象状況（日立観測所）

項目 月	気温(°C)			降水量 (mm)	平均 風速 (m/s)	最多 風向	日照時間 (h)
	平均 気温	日最高 気温	日最低 気温				
1月	4.6	8.9	0.2	17.0	2.4	北北東	183.1
2月	7.0	12.4	1.6	90.5	2.6	北西	223.3
3月	11.0	15.2	6.3	176.0	2.5	北東	184.6
4月	13.2	17.7	8.2	215.5	2.5	北北東	243.2
5月	17.6	21.5	13.5	114.0	1.9	北東	171.8
6月	20.8	24.1	18.1	99.0	1.7	北東	186.4
7月	24.1	27.2	21.7	219.0	1.6	北東	185.7
8月	25.8	29.1	23.3	334.5	2.0	北東	179.4
9月	21.3	24.3	18.6	162.5	1.9	北北東	134.8
10月	17.3	21.4	13.6	152.0	2.0	北北東	183.8
11月	12.9	17.5	8.4	67.0	1.8	北	222.7
12月	7.4	11.7	2.7	118.0	2.4	北北東	203.9
年間	15.3	19.2	11.4	1765.0	2.1	北東	1894.8

資料)「気象統計情報(気象庁、令和4年1月閲覧)
<http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>

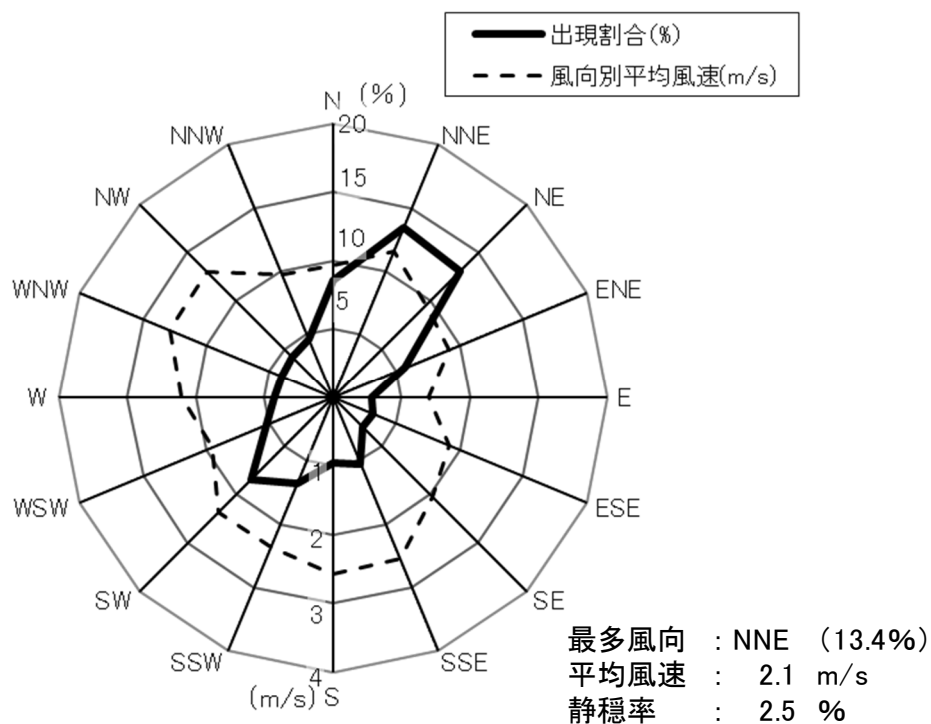
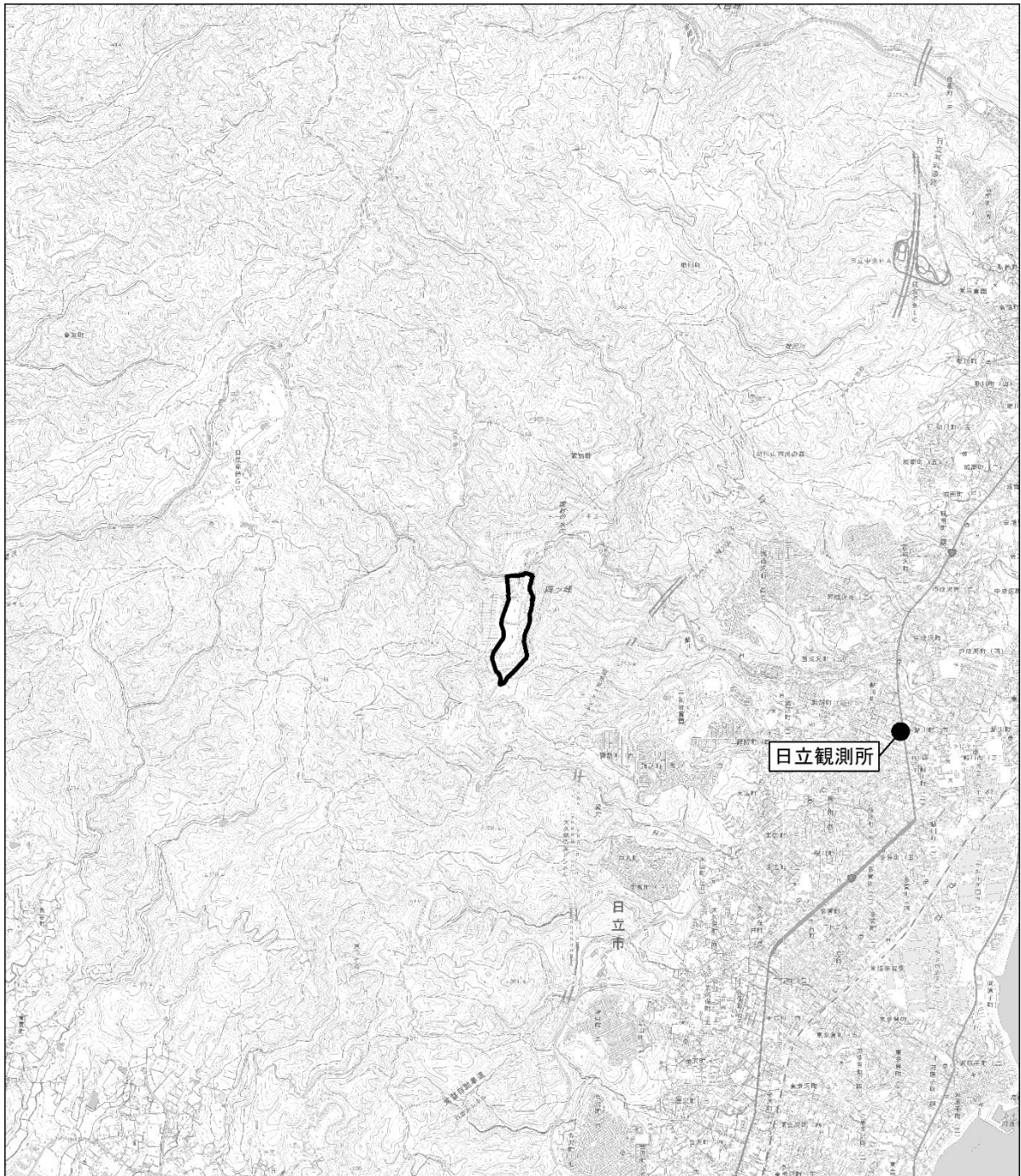




図 2.2-2 令和3年の風配図



凡 例

-  対象事業実施区域
-  気象観測所



1:50,000

資料) 「気象統計情報 (気象庁、令和4年12月閲覧)
<http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>

背景図) 国土地理院「1/25,000地形図 (常陸太田, 日立南部, 町屋, 日立)」



図 2.2-3 気象観測所位置図

2.2.3 水象

(1) 河川

対象事業実施区域及びその周辺の河川の状況を表 2.2-9 に、その位置を図 2.2-4 に示す。

対象事業実施区域の北側に 2 級河川の鮎川が、南側に 2 級河川の桜川が流れており、いずれも直接海へと接続している。鮎川は諏訪町字大平田地先から河口までは 2 級河川で延長距離が 5.0km、桜川は大久保町字羽黒 1977 番地先から河口までは 2 級河川で延長距離が 3.5km である。

表 2.2-9 河川の状況

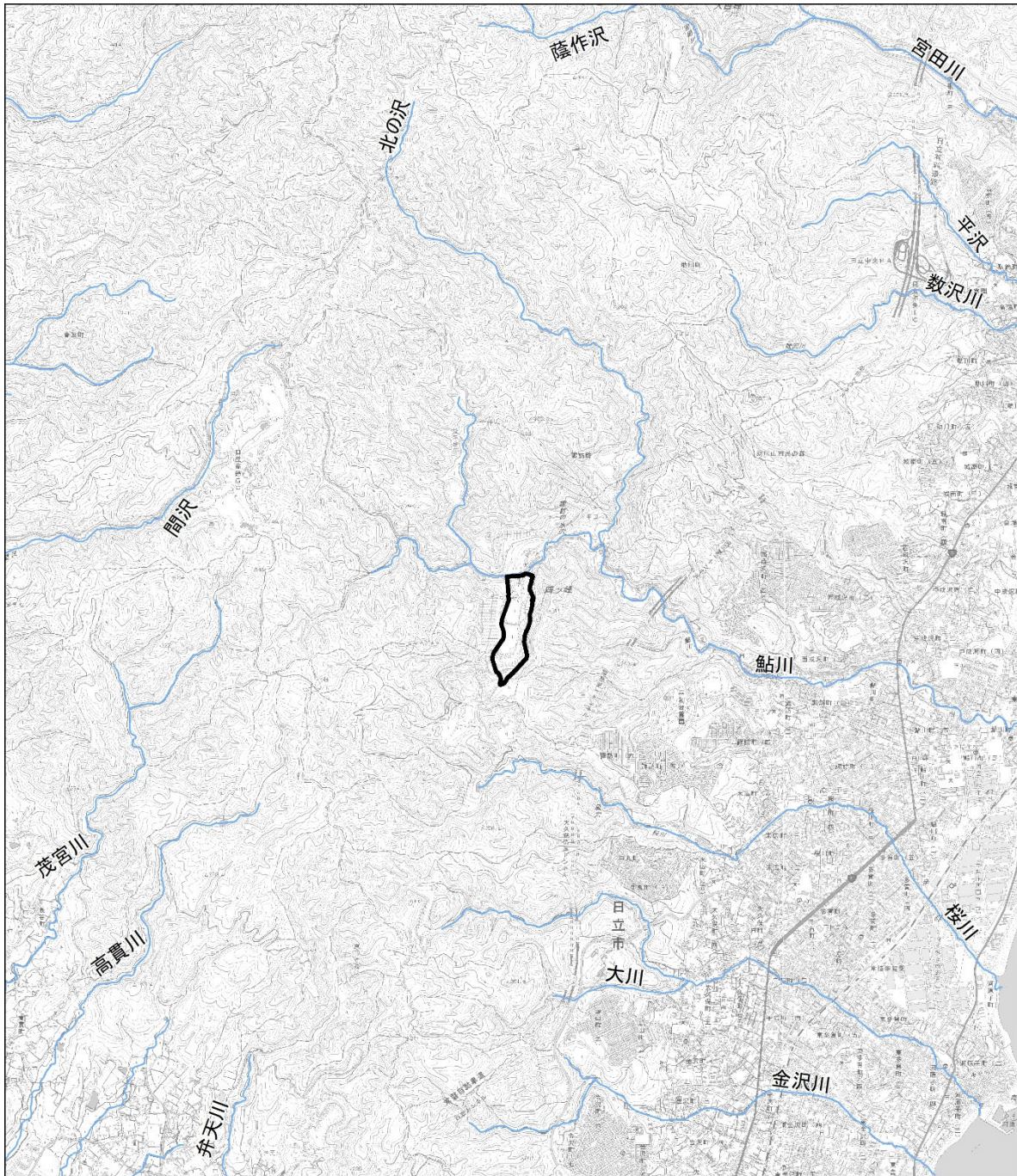
No.	河川名	種別	延長(km)	管理主体	市内流路
1	鮎川	2 級河川	5.0	茨城県	諏訪町字大平田地先から河口まで
		普通河川	1.8	日立市	諏訪町字大平田地先
2	桜川	2 級河川	3.5	茨城県	大久保町字羽黒 1977 番地先から河口まで
		普通河川	1.4	日立市	大久保町字白石 2747 番地先から字羽黒 1977 番まで

資料)「日立市地域防災計画(令和4年8月改訂)(茨城県、令和4年12月閲覧)

<https://www.city.hitachi.lg.jp/moshimo/002/006/p024450.html>

(2) 流量

対象事業実施区域及びその周辺の河川において、流量の調査は実施されていない。



凡例

- 対象事業実施区域
- 河川



1:50,000

資料) 「国土数値情報 河川データ (国土交通省、令和4年12月閲覧) <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>」

0 500 1,000 2,000
m

背景図) 国土地理院「1/25,000地形図 (常陸太田, 日立南部, 町屋, 日立)」

図 2.2-4 対象事業実施箇所周辺の河川位置図

2.2.4 地形・地質

(1) 地形

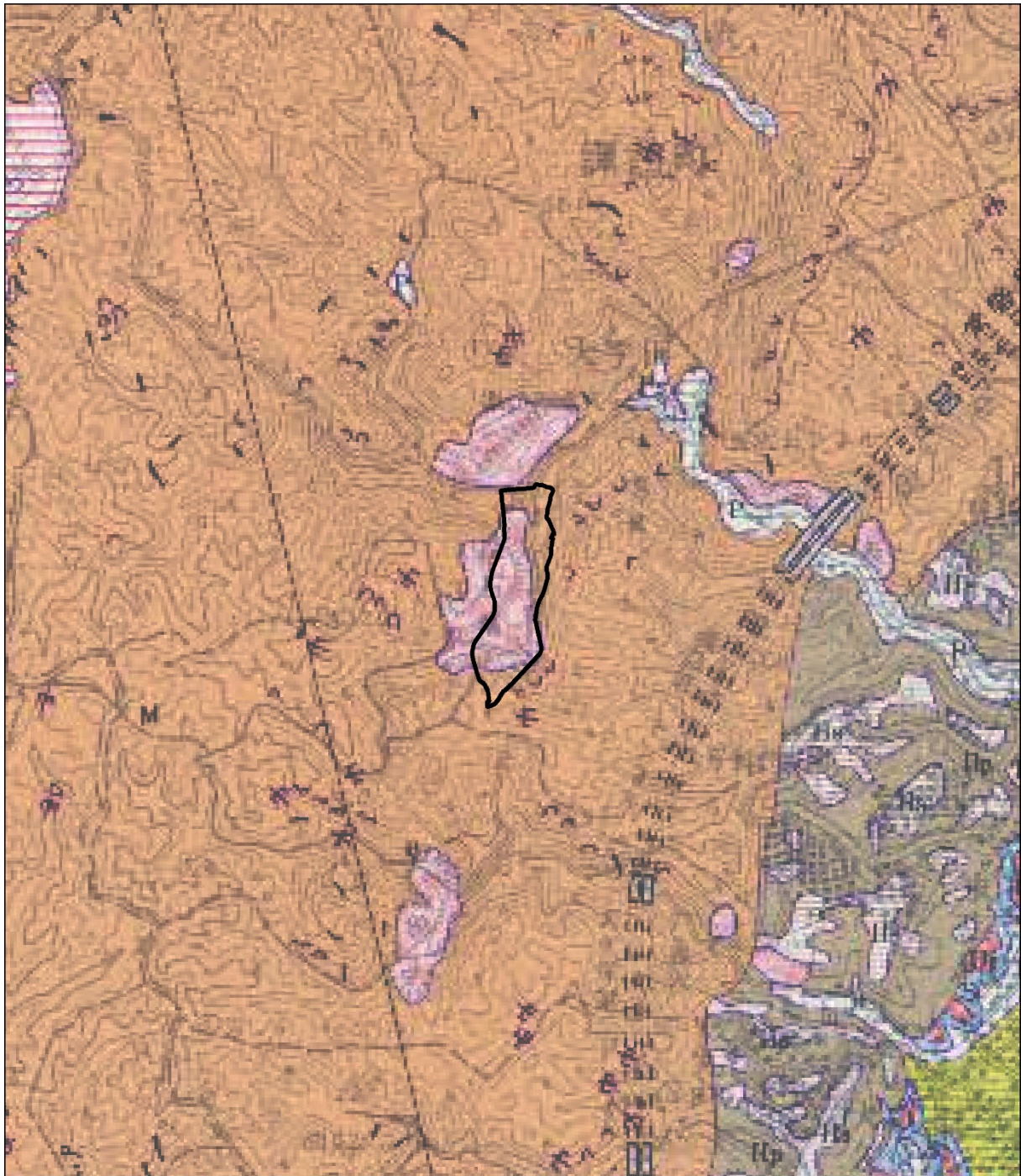
対象事業実施区域及びその周辺の地形図を図 2.2-5 に示す。

対象事業実施区域は、山地及び台地（上位砂礫台地）が分布する。対象事業実施区域の周辺は、主に山地や台地（上位砂礫台地）、丘陵地が分布する。


(2) 地質

対象事業実施区域及びその周辺の地質図を図 2.2-6 に示す。

対象事業実施区域は、主に変成岩の石灰石・大理石（Li）及び雲母片岩・石英片岩（Ms）が分布する。対象事業実施区域の周辺は、主に変成岩の粘板岩・千枚岩（Sp）や雲母片岩・石英片岩（Ms）、角閃石片岩（As）、が分布する。



凡例

 対象事業実施区域

地形分類図	
山地	丘陵地
M 山地 (起伏量100m以上)	hp 丘陵 (起伏量100m以下)
台地	台地
Ur 上位砂礫台地	Mc その他の 中位砂礫段丘群
低地	その他
P 谷底平野	S 崖および斜面
その他	その他
R 地形改変地	St 採石地

資料) 「1/50,000 土地分類基本調査
(国土交通省、令和4年12月閲覧)」

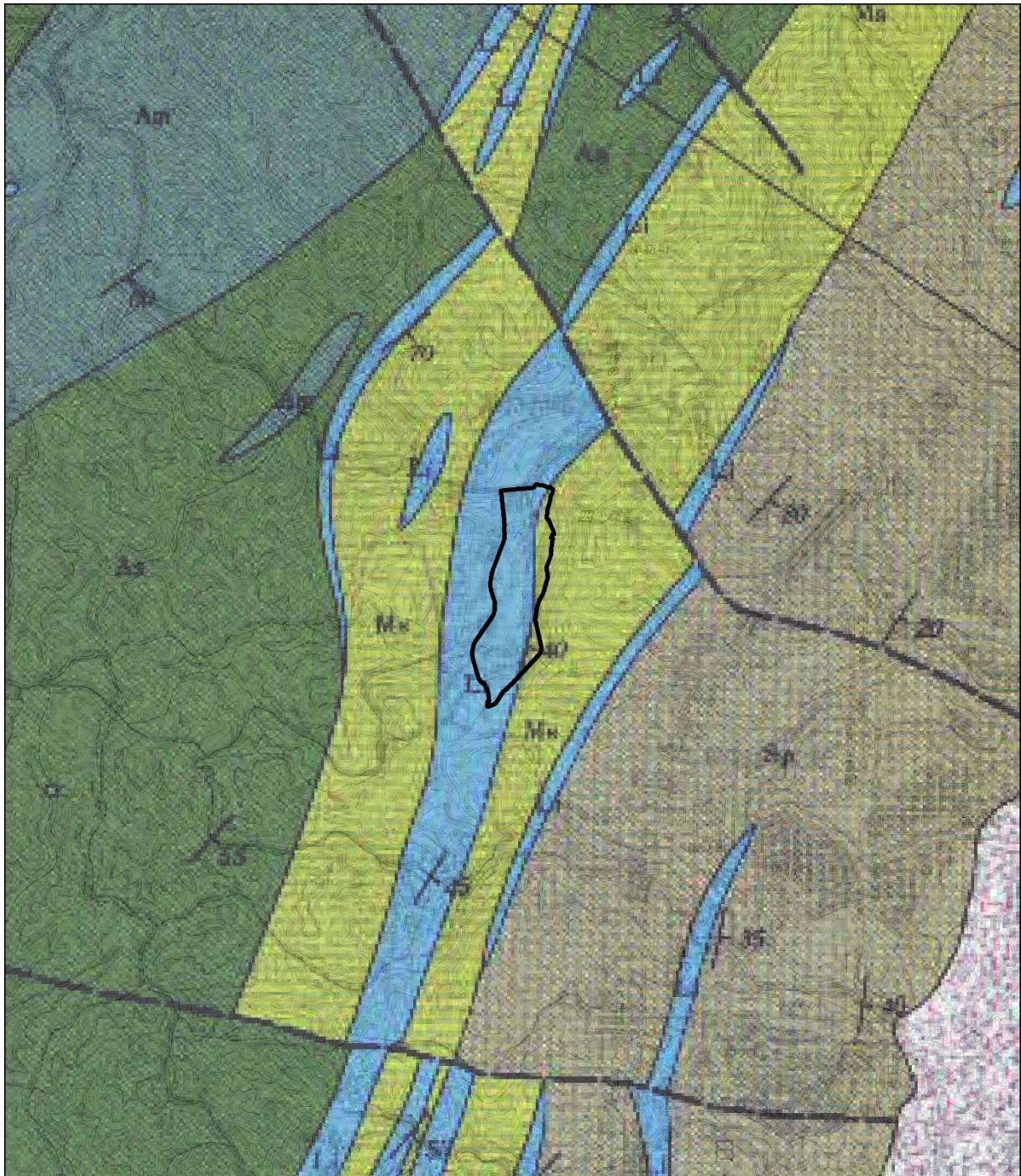


1:25,000


0 250 500 1,000
m

背景図) 国土地理院「1/25,000地形図(常陸太田, 町屋)」

図 2.2-5 地形分類図



凡例

 対象事業実施区域

表層地質図

変成岩

-  Sp 粘板岩・千枚岩
-  Li 石灰岩・大理石
-  Ms 雲母片岩・石英片岩
-  As 角閃石片岩
-  An 角閃岩
-  Va 火山灰

資料) 「1/50,000 土地分類基本調査
(国土交通省、令和4年12月閲覧)」



1:25,000

0 250 500 1,000
m

背景図) 国土地理院「1/25,000地形図(常陸太田, 町屋)」

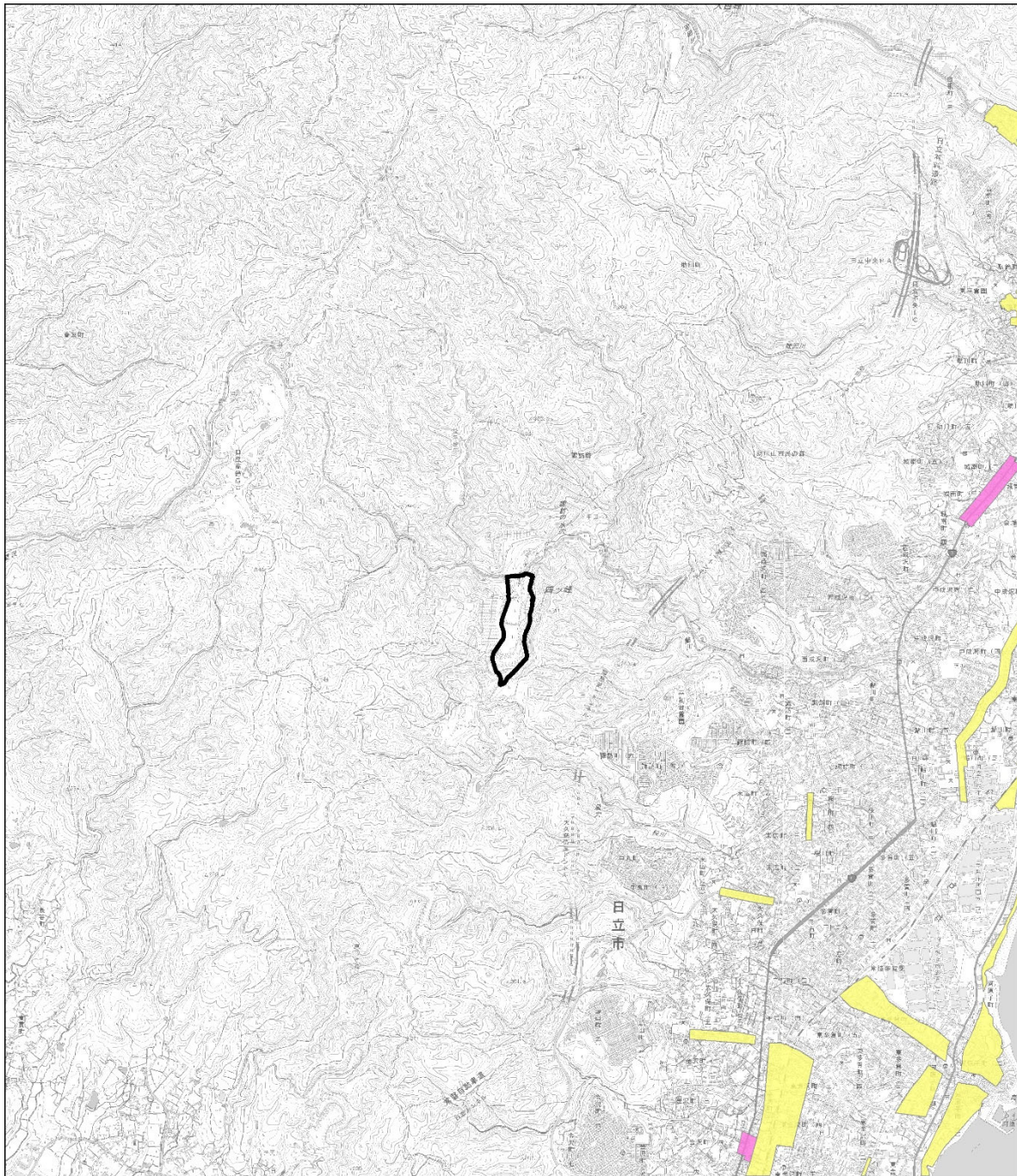
図 2.2-6 表層地質図

2.2.5 土地利用




(1) 都市計画の状況

対象事業実施区域及びその周辺における、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づく用途地域の指定状況を図2.2-7に示す。

対象事業実施区域は都市計画区域外にあり、用途地域の指定もされていない。



凡例

-  対象事業実施区域
-  第一種住居地域
-  近隣商業地域



1:50,000

資料) 「国土数値情報 用途地域データ (国土交通省、令和4年12月閲覧) <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>」



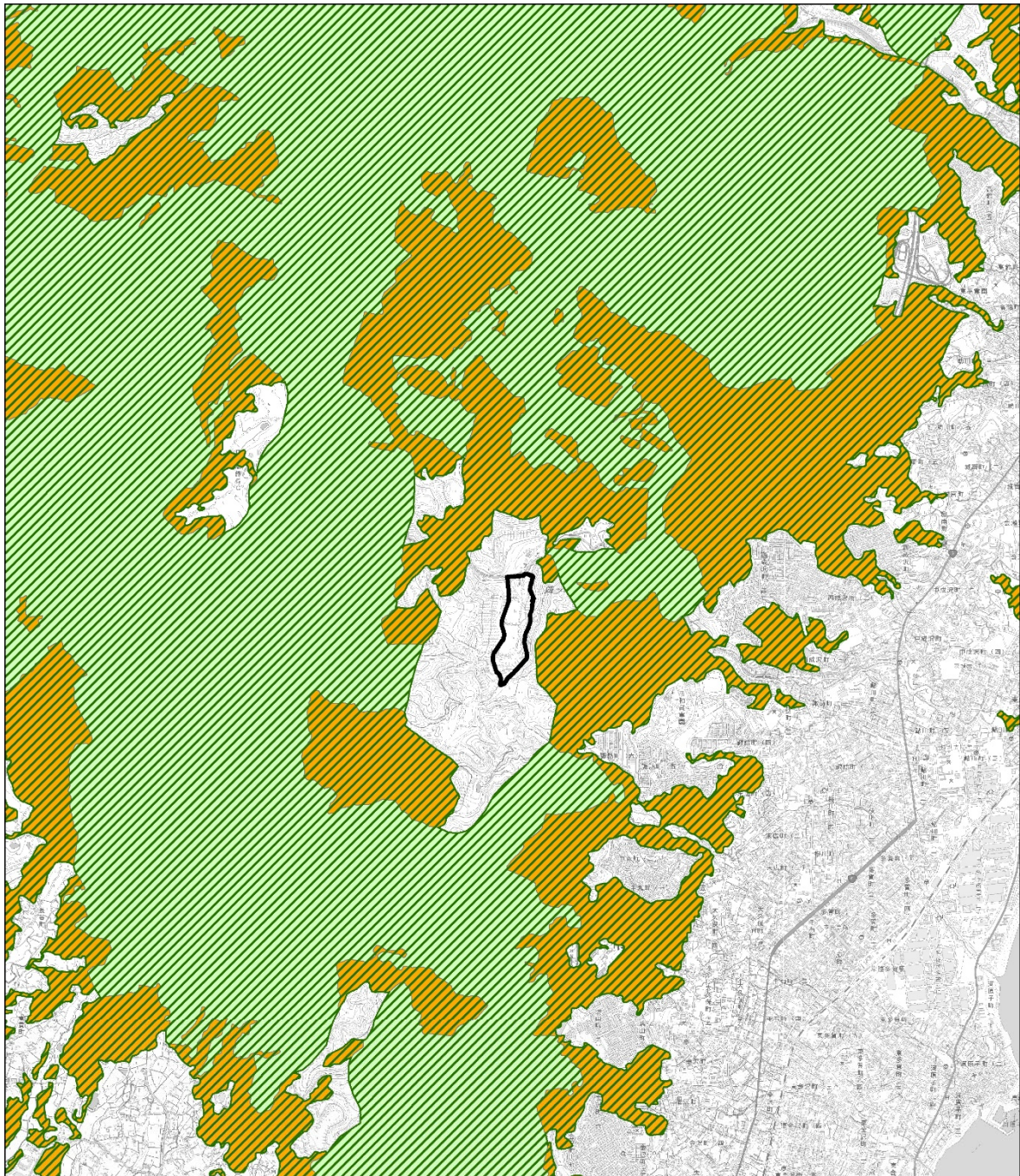
背景図) 国土地理院「1/25,000地形図(常陸太田, 日立南部, 町屋, 日立)」

図 2.2-7 都市計画区域及び用途地域の指定状況





(2) 調査区域の土地利用及びその指定状況

対象事業実施区域及びその周辺における、「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号）に基づく土地利用計画の指定状況を図 2.2-8 及び図 2.2-9 に示す。

対象事業実施区域の周辺は森林地域に、対象事業実施区域は農業地域に区分されている。



凡 例

-  対象事業実施区域
-  森林地域
-  国有林
-  地域森林計画対象民有林



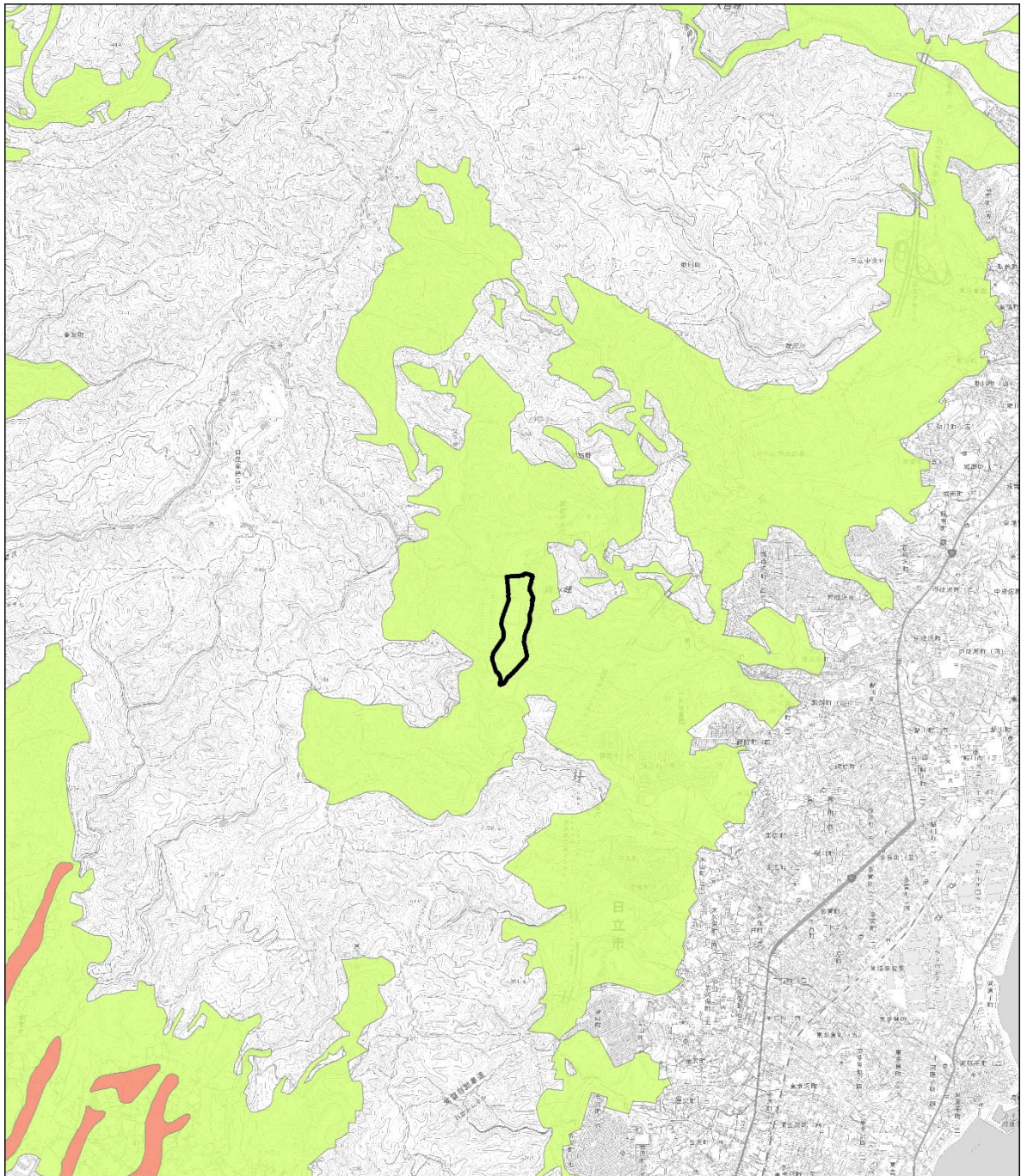
1:50,000

資料) 「国土数値情報 森林地域データ (国土交通省、令和4年12月閲覧) <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>」




背景図) 国土地理院「1/25,000地形図(常陸太田, 日立南部, 町屋, 日立)」



図 2.2-8 土地利用基本計画の指定状況 (森林地域)



凡例

-  対象事業実施区域
-  農用地区域
-  農業地域



1:50,000

資料) 「国土数値情報 農業地域データ (国土交通省、令和4年12月閲覧) <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>」



背景図) 国土地理院「1/25,000地形図(常陸太田, 日立南部, 町屋, 日立)」

図 2.2-9 土地利用基本計画の指定状況 (農業地域)

(3) 土地利用の将来計画

対象事業実施区域及びその周辺において、土地利用の将来計画については公表されていない。

2.2.6 水利用

(1) 水面利用その他の水利用の状況

1) 河川の利用状況

対象事業実施区域及びその周辺における主要な河川を図 2.2-10 に示す。

対象事業実施区域北側には北の沢が流れ、鮎川と合流して河口部へと流れる。また南側には桜川が流れており、直接河口部へと流れる。

なお、鮎川と桜川において、河川の水利用はされていない。

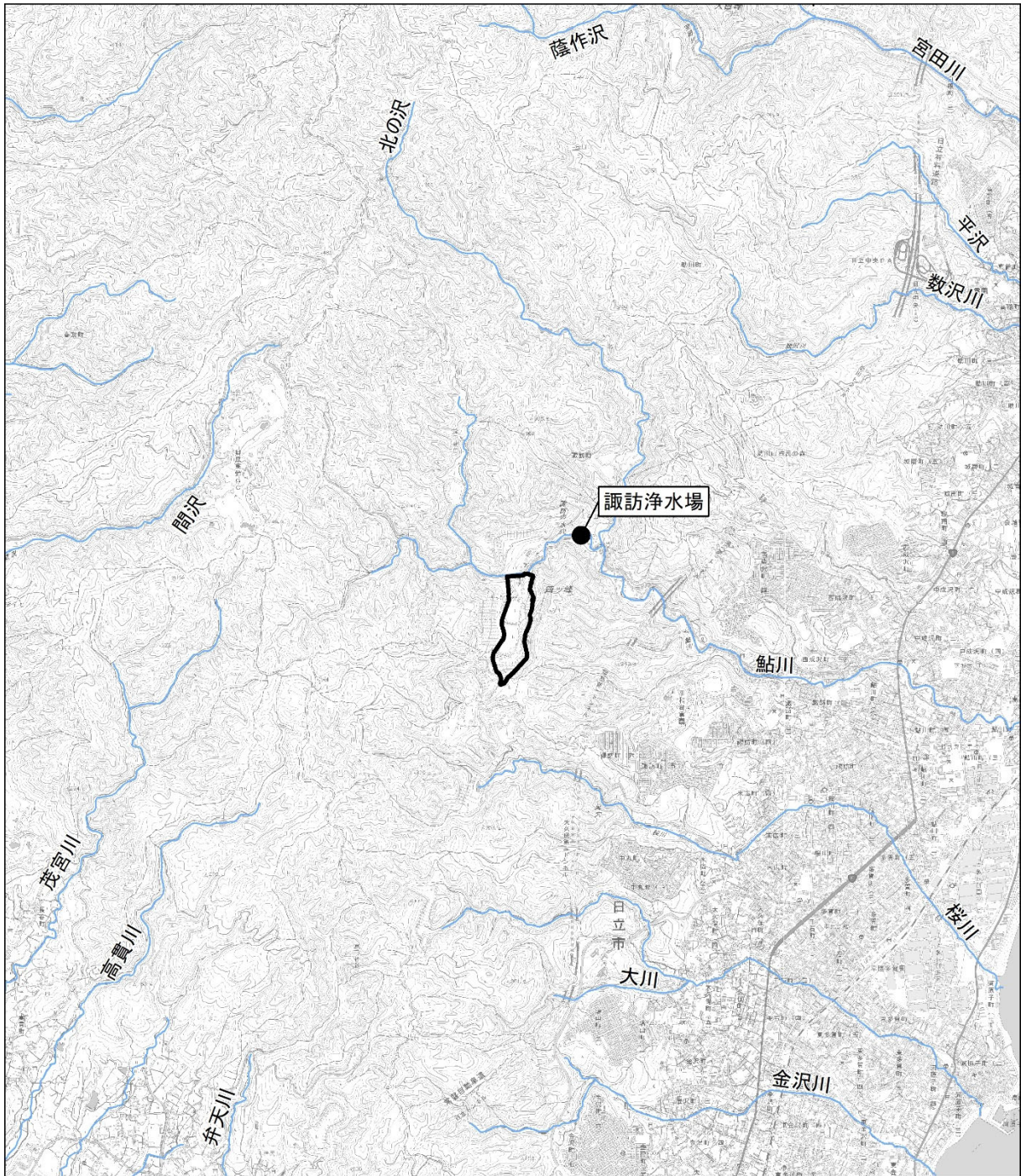
2) 地下水の利用状況

対象事業実施区域の日立市諏訪町には、地下水を水源とする浄水場として諏訪浄水場がある。諏訪浄水場の状況及びその位置図を表 2.2-10、図 2.2-10 に示す。

表 2.2-10 日立市における地下水を水源とする浄水場


浄水場名	諏訪浄水場
所在地	諏訪町 1149
原水の種類	地下水
敷居面積 (m ²)	356
計画処理量 (m ³ /日)	61
浄水処理方法	塩素処理


資料)「日立市水道事業 令和4年度 水質検査計画(日立市、令和4年12月閲覧)
<https://www.city.hitachi.lg.jp/kigyo/012/001/p104994.html>」



凡 例

 対象事業実施区域

 河川

 浄水場



1:50,000

資料) 「国土数値情報 浄水場データ (国土交通省、令和 4 年 12 月閲覧)
<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>

背景図) 国土地理院「1/25,000地形図 (常陸太田, 日立南部, 町屋, 日立)」

0 500 1,000 2,000
 m

図 2.2-10 浄水場の位置図

(2) 漁業権及び保護水面の設定状況等

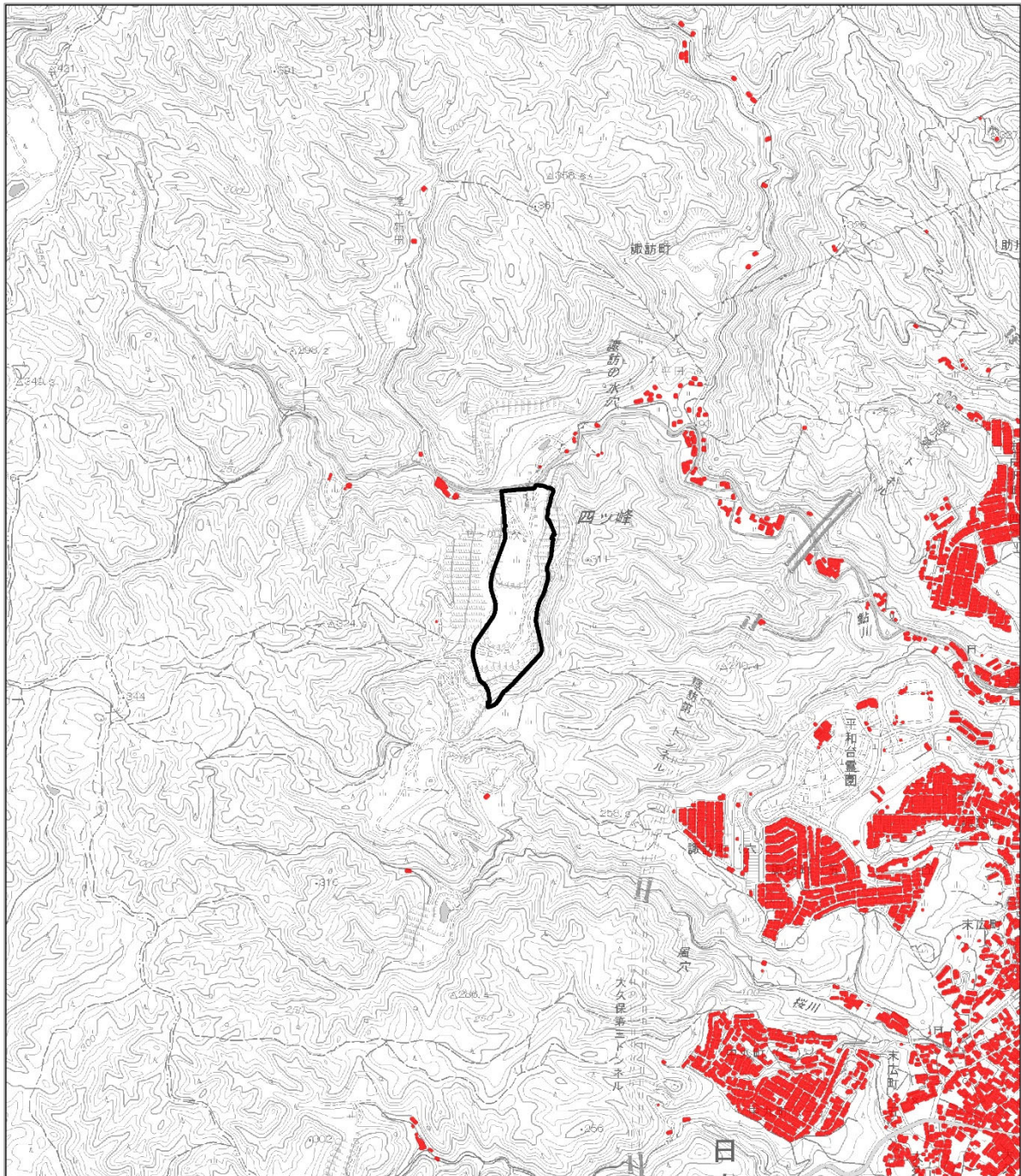
対象事業実施区域及びその周辺では漁業権が設定されていない。

2.2.7 人家の状況

(1) 住宅の配置状況

対象事業実施区域及びその周辺における住宅の配置の状況を図 2.2-11 に示す。

住宅は、対象事業実施区域の周辺では東側及び西～北側に住宅が位置している（事業所を含む）。



凡 例

□ 対象事業実施区域

● 住宅



1:25,000

資料)「国土基盤地図情報 建築物 (国土地理院、令和 4 年 12 月閲覧)
<https://fgd.gsi.go.jp/download/menu.php>」

背景図) 国土地理院「1/25,000地形図 (常陸太田、町屋)」

0 250 500 1,000
 m

図 2.2-11 住宅の配置の概況

2.2.8 交通量の状況

(1) 主要な交通網

対象事業実施区域及びその周辺における交通網の状況を図 2.2-12 に示す。

対象事業実施区域周辺には、主要な道路として、常磐自動車道、一般国道 6 号、一般国道 245 号等が分布している。

(2) 道路交通量

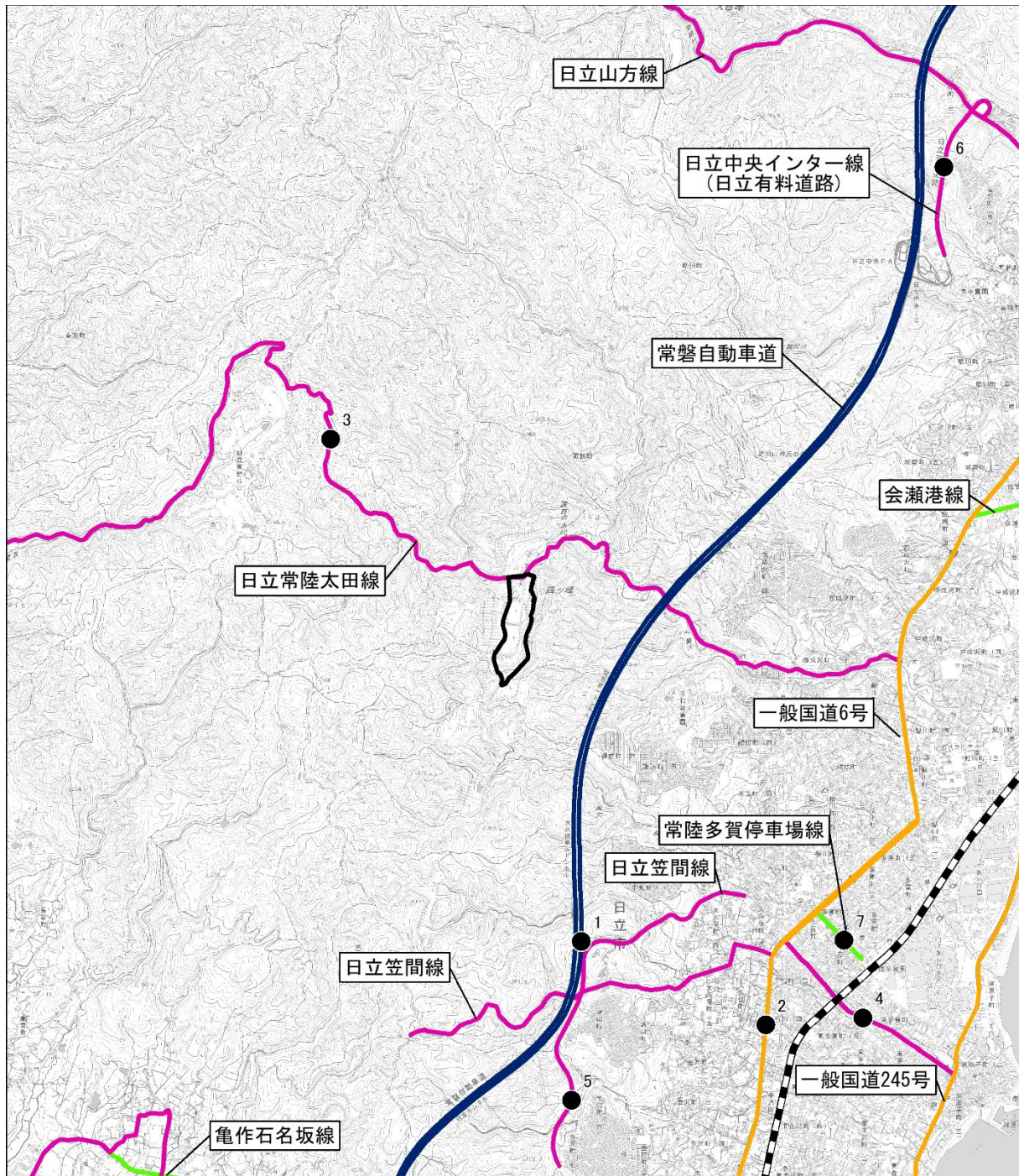
対象事業実施区域及びその周辺の交通量調査地点を図 2.2-12 に、交通量調査結果を表 2.2-11 に示す。

表 2.2-11 交通量調査結果（平成 27 年度）


No.	路線名	測定地点	平日昼間 12 時間 自動車類交通量（台）			平日 24 時間 自動車類交通量（台）		
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
1	常磐自動車道	一般国道 6 号日立南太田 IC～日立中央インター線（日立有料道路） 日立中央 IC	17,268	6,097	23,365	21,586	10,190	31,776
2	一般国道 6 号	日立市西成沢 1 丁目 1566-3	19,480	2,103	21,583	26,941	3,539	30,480
3	日立常陸太田線	日立市諏訪町	1,574	72	1,646	1,859	116	1,975
4	日立笠間線	日立市河原子町 2-14-7	4,472	411	4,883	5,622	628	6,250
5	日立笠間線	日立市金沢町 2764	9,095	382	9,477	11,534	881	12,415
6	日立中央インター線 （日立有料道路）	-	5,275	692	5,967	6,677	961	7,638
7	常陸多賀停車場線	-	6,522	552	7,074	8,239	886	9,125

備考) 斜線の数値は推定値を表す。

資料) 「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査（国土交通省道路局、令和 4 年 12 月閲覧）
<https://www.mlit.go.jp/road/census/h27/>」



凡例

- | | |
|---|--|
|  対象事業実施区域 |  高速自動車道 |
|  交通量調査観測地点 |  一般国道 |
|  鉄道 |  主要地方道 |
| |  一般県道 |



1:50,000

資料) 「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 (国土交通省道路局、令和 4 年 12 月閲覧) <https://www.mlit.go.jp/road/census/h27/>
「国土数値情報 鉄道データ (国土交通省、令和 4 年 12 月閲覧) <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>」



背景図) 国土地理院「1/25,000地形図 (常陸太田, 日立南部, 町屋, 日立)」

図 2.2-12 交通の状況及び交通量調査地点位置図

(3) 鉄道の利用状況

対象事業実施区域及びその周辺における交通網の状況を表 2.2-12 に示す。対象事業実施区域及びその周辺には、東日本旅客鉄道株式会社の常陸多賀駅が存在する。平成 25 年～平成 29 年における鉄道の利用客数はほぼ横ばいである。

表 2.2-12 鉄道の利用状況

駅名	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
常陸多賀	13,648	14,120	13,980	14,236	14,140

資料)「国土数値情報 駅別乗降客数データ (国土交通省、令和 4 年 12 月閲覧)
https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-S12-v2_3.html」

(4) 飛行場の利用状況

対象事業実施区域及びその周辺において、飛行場は存在しない。

(5) 航路の利用状況

対象事業実施区域及びその周辺において、航路は存在しない。

2.2.9 上下水道の整備の状況

(1) 上水道の状況

日立市における令和3年度の上水道の整備状況を表2.2-13に、諏訪大平田地区における旧簡易水道事業給水件数を表2.2-14に示す。日立市における上水道の普及率は99.5%で、諏訪大平田地区簡易水道事業給水件数は合計36件である。

表 2.2-13 上水道の整備状況（令和3年度）

市名	計画給水区域内戸数及び人口		給水件数及び人口		普及率（%）
	戸数（戸）	人口（人）	件数（件）	人口（人）	
日立市	77,172	169,049	84,343	168,260	99.5

資料)「2022(令和4年)日立市の統計(日立市、令和4年12月閲覧)

<https://www.city.hitachi.lg.jp/shisei/008/001/p003066.html>

備考) 1. 計画給水区域内戸数は、世帯数である。

2. 普及率は給水件数の人口を計画給水区域内の人口で除した値である。

表 2.2-14 諏訪大平田地区旧簡易水道事業給水件数（令和3年度）

市名	旧簡易水道事業給水件数（件）			
	計	一般	官公署	その他
諏訪町	36	24	-	12

資料)「2022(令和4年)日立市の統計(日立市、令和4年12月閲覧)

<https://www.city.hitachi.lg.jp/shisei/008/001/p003066.html>

(2) 下水道の状況

日立市における令和3年度の下水道の整備状況を表2.2-15に示す。日立市における汚水処理人口普及率は99.4%である。

表 2.2-15 下水道の整備状況（令和3年度）

市名	行政人口（人）	下水道		農(漁)業集落排水施設		合併処理浄化槽		コミュニティプラント		汚水処理人口合計（人）	汚水処理人口普及率（%）
		処理人口（人）	普及率（%）	処理人口（人）	普及率（%）	処理人口（人）	普及率（%）	処理人口（人）	普及率（%）		
日立市	171,608	168,652	98.3%	0	0.0%	1,908	1.1%	0	0	170,560	99.4%

資料)「令和3年度汚水処理人口普及率について(茨城県、令和4年12月閲覧)

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/gesui/kikaku/osuisyori/jinnkou/r3.html>

備考) 1. 汚水処理人口合計は、下水道、農(漁)業集落排水施設、合併処理浄化槽、コミュニティプラントの処理人口を合計した値である。

2.2.10 一般廃棄物の処理状況

(1) ごみ処理の状況

日立市における一般廃棄物処理施設、一般廃棄物最終処分場の概要を表 2.2-16 及び表 2.2-17 に示す。

また、日立市における令和元年度の廃棄物の排出状況を表 2.2-18 に示す。

表 2.2-16 一般廃棄物処理施設の概要

施設名称	所在地	敷地面積 (m ²)	焼却方式	灰溶融方式	その他設備	稼働開始
日立市清掃センター (愛称: エコクリーンかみね)	日立市宮田町3414番地の4	19,831.32	全連続燃焼式機械炉 (ストーカ方式)	直流黒鉛ツイントーチプラズマ方式	常用蒸気タービン発電機 (1,990kW)	平成13年 3月12日

資料) 「日立市一般廃棄物処理基本計画について (日立市、令和4年12月閲覧)
<https://www.city.hitachi.lg.jp/shimin/007/011/p084058.html>

表 2.2-17 一般廃棄物最終処分場の概要

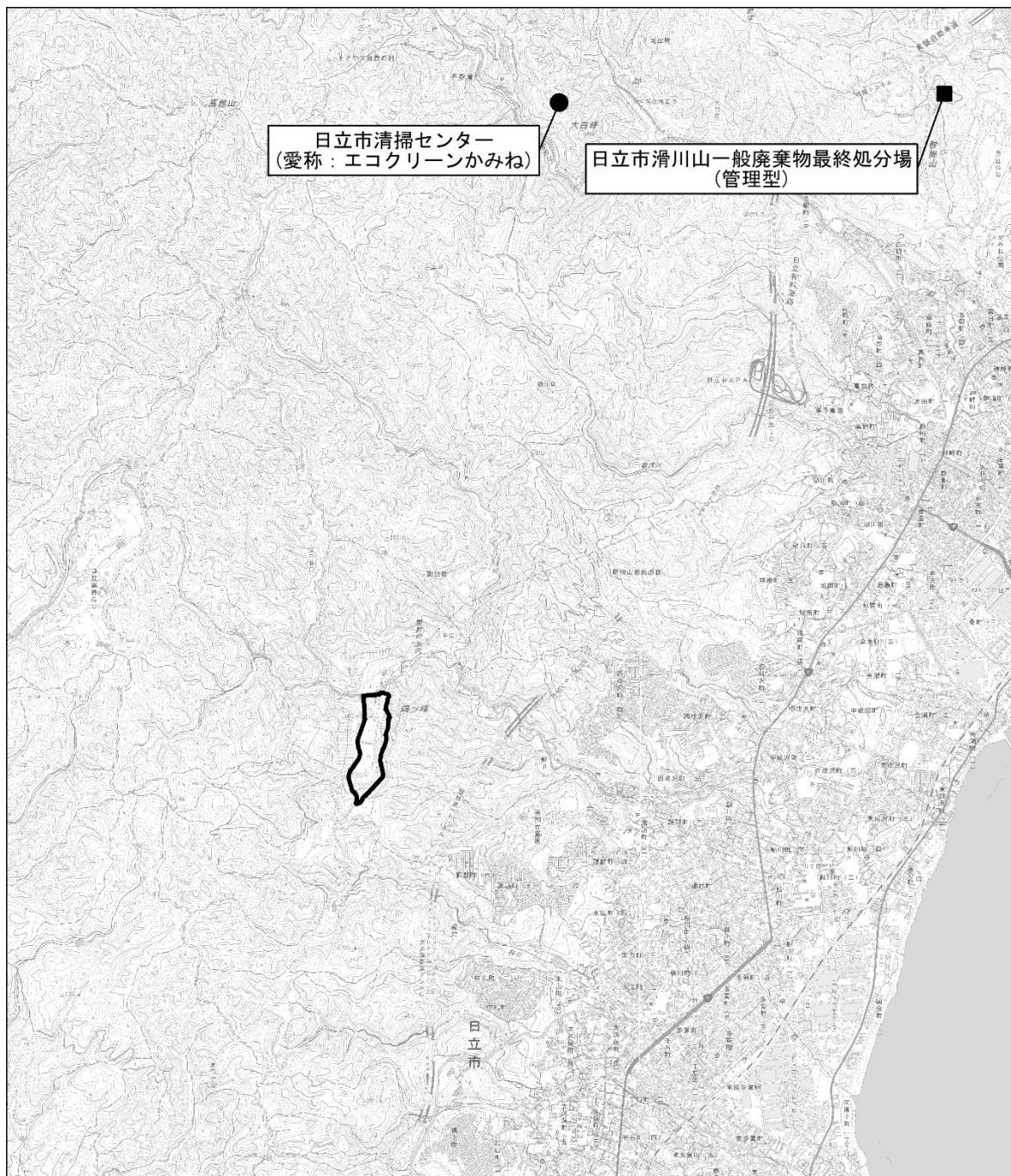
施設名称	所在地	総面積 (m ²)	埋立面積 (m ²)	埋立容量 (m ³)	埋立対象物	浸出水処理 (m ³ /日)	稼働開始
日立市滑川山一般廃棄物最終処分場 (管理型)	日立市滑川町字滑川山3163番13	207,000	25,700	約219,000	溶融飛灰及び不燃物	75	平成8年 4月

資料) 「日立市一般廃棄物処理基本計画について (日立市、令和4年12月閲覧)
<https://www.city.hitachi.lg.jp/shimin/007/011/p084058.html>




表 2.2-18 日立市における廃棄物の排出状況 (令和3年度)

総処理量(kg)	焼却量(kg)	埋立(不燃物)量(kg)	資源化量(kg)	その他処理量(kg)
60,308,355	54,592,050	1,078,680	4,528,655	108,970

資料) 「2022(令和4年)日立市の統計 (日立市、令和4年12月閲覧)
<https://www.city.hitachi.lg.jp/shisei/008/001/p003147.html>



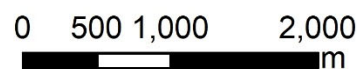
凡 例

-  対象事業実施区域
-  一般廃棄物処理施設
-  一般廃棄物最終処分場



1:50,000

資料) 「日立市一般廃棄物処理基本計画について(日立市、令和4年12月
 閲覧) <https://www.city.hitachi.lg.jp/shimin/007/011/p084058.html>



背景図) 国土地理院「1/25,000地形図(常陸太田, 日立南部, 町屋, 日立)」

図 2.2-13 一般廃棄物処理施設の位置図

(2) し尿処理の状況

日立市における令和2年度のし尿処理の状況を表 2.2-19 及び表 2.2-20 に示す。

表 2.2-19 し尿処理人口の内訳（令和2年度）

水洗化率 (%)	水洗化人口（人）					非水洗化人口（人）		
	公共下水道人口	コミュニティ プラント人口	浄化槽人口		計画収集 人口	自家処理 人口		
			合併処理 浄化槽人口					
99.0	172,096	169,390	0	2,706	1,962	1,654	1,654	0

備考)水洗化率は次の式によるものとする。水洗化率(%)=(水洗化人口/(水洗化人口+非水洗化人口))×100
資料)「廃棄物処理技術情報（環境省、令和4年12月閲覧）

https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/r2/index.html

表 2.2-20 し尿処理の内訳（令和2年度）

し尿処理量（kL/年）						
し尿処理施設	ごみ堆肥化施設	メタン化施設	下水道投入	農地還元	その他	合計
0	0	0	1,339	0	0	1,339

備考)し尿処理施設には浄化槽汚泥を含む

資料)「廃棄物処理技術情報（環境省、令和4年12月閲覧）

https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/r2/index.html

2.3 環境法令等による指定状況

2.3.1 大気汚染

(1) 環境基準

1) 環境基本法に基づく環境基準

「環境基本法」に基づく環境基準は、表 2.3-1～表 2.3-4 に示すとおりであり、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、微小粒子状物質及びダイオキシン類の 11 項目について設定されている。

表 2.3-1 大気環境に係る環境基準（二酸化硫黄等 5 物質）

「大気の汚染に係る環境基準について」

昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号

「二酸化窒素に係る環境基準について」

昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境上の条件	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

- 備考) 1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μ m 以下のものをいう。
 2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
 3. 環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用されない。
 4. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、または、これを大きく上回るものとならないよう努めるものとする。

表 2.3-2 大気環境に係る環境基準（有害大気汚染物質）

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」

平成 9 年 2 月 4 日 環境庁告示第 4 号

物質	環境上の条件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。

- 備考) 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
 2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

表 2.3-3 大気環境に係る環境基準（微小粒子状物質）

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」 平成 21 年 9 月 9 日 環境庁告示第 33 号

基準値	備考
<p>1 年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • この環境基準は、微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、櫛過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法により測定した場合における測定値によるものとする。 • この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 • 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

表 2.3-4 大気質のダイオキシン類に係る環境基準

「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」 平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号

基準値	備考
<p>1 年平均値が $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 • 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

(2) 規制基準

1) 法による規制

「大気汚染防止法」では、ばい煙、粉じん発生施設に対する規制基準が定められ、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）では、ダイオキシン類を大気中に排出又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設に対する規制基準が定められている。

大気汚染防止法で定める一般粉じん発生施設及び特定粉じん施設一覧を、それぞれ表 2.3-5、表 2.3-6 に示す。また、当該事業計画において、ばい煙が発生する対象設備はない。

表 2.3-5 大気汚染防止法で定める一般粉じん発生施設及びその規模

「大気汚染防止法施行令別表第 2」

昭和 43 年政令第 329 号

No.	一般粉じん発生施設	規模
一	コークス炉	原料処理能力が一日当たり 50t 以上であること。
二	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。） 又は土石の堆積場	面積が 1,000m ² 以上であること。
三	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石 又はセメントの用に供するものに限り、密閉 式のものを除く。）	ベルトの幅が 75cm 以上であるか、又はバケット の内容積が 0.03m ³ 以上であること。
四	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に 供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のもの を除く。）	原動機の定格出力が 75kW 以上であること。
五	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するもの に限り、湿式のもの及び密閉式のものを除 く。）	原動機の定格出力が 15kW 以上であること。

表 2.3-6 大気汚染防止法で定める特定粉じん発生施設及びその規模

「大気汚染防止法施行令別表第 2 の 2」

昭和 43 年政令第 329 号

No.	特定粉じん発生施設	規模
一	解綿用機械	原動機の定格出力が 3.7kW 以上であること。
二	混合機	
三	紡織用機械	
四	切断機	原動機の定格出力が 2.2kW 以上であること。
五	研磨機	
六	切削用機械	
七	破碎機及び摩砕機	
八	プレス（せん断加工用のものに限る。）	
九	せん孔機	

備考 この表の中欄に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く

2) 条例による規制

「茨城県生活環境の保全等に関する条例」では、ばい煙、粉じん発生施設について、ばい煙、粉じんの排出規制基準、特定設置施設の設置等の届出の義務が定められている。

条例で定める粉じん特定施設及び粉じん規制基準一覧を、表 2.3-7～表 2.3-9 に示す。また、当該事業計画において、ばい煙が発生する対象設備はない。

表 2.3-7 条例で定める粉じん特定施設

「茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第4」 平成17年9月30日 規則第98号

1	活性炭の原料製造に用いる素灰製造施設
2	繊維製品の製造に用いる動力打綿機及び動力混打綿機(設置場所が隣地から50m以上離れている場合を除く。)
3	農薬工場に設置される製造施設及び包装施設
4	窯業土石製品の製造に用いる包装施設(処理能力が1時間につき1t以上であるものに限る。)

表 2.3-8 条例で定める粉じんの排出基準

「茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第5の1その1」

平成17年9月30日 規則第98号

粉じんの量(1立方メートルにつき)	
排出口	敷地境界線上
15mg	1.5mg

表 2.3-9 条例で定める粉じんに含まれる特定物質の排出基準

「茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第5の1その2」

平成17年9月30日 規則第98号

特定物質	粉じんに含まれる特定物質の量(1立方メートルにつき)	
	排出口	敷地境界線上
シアン化合物	(シアンとして)5mg	(シアンとして)0.5mg
ふっ素化合物	(ふっ素として)2.5mg	(ふっ素として)0.25mg
マンガン	5mg	0.5mg

2.3.2 騒音

(1) 環境基準

1) 環境基本法による環境基準

騒音に係る環境基準は、地域の類型区分及び時間の区分ごとに定められている。

「環境基本法」に基づく類型指定地域ごとの騒音に係る環境基準は、表 2.3-10 に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域は類型指定されていない。

表 2.3-10 騒音に係る環境基準

「騒音に係る環境基準について」

平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号

地域の類型	基準値	
	昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～午前 6 時
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

備考) 1. AA をあてはめる地域：特に静穏を要する地域

2. A をあてはめる地域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

3. B をあてはめる地域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域

4. C をあてはめる地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

ただし、表 2.3-11 に示す地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず表 2.3-11 の基準値の欄に掲げるとおりとなる。

また、この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず特例として表 2.3-12 の基準値の欄に掲げるとおりとなる。

表 2.3-11 道路に面する地域の環境基準

「騒音に係る環境基準について」

平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号

地域の区分	基準値	
	昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～午前 6 時
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
C 地域のうち車線を有する道路に面する地域		

備考) 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

表 2.3-12 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準

「騒音に係る環境基準について」

平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号

基準値	
昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～午前 6 時
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

2) 条例による環境基準

茨城県が定める、騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定は表 2.3-13 に示すとおりである。

なお、対象区域実施区域は用途地域の指定がないため C 地域に該当する。

表 2.3-13 騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域

「騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域の指定」

平成 24 年 3 月 30 日 茨城県告示第 384 号

地域の区分	当てはめる地域
A 地域	備考に掲げる町村のうち都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域, 第二種低層住居専用地域, 第一種中高層住居専用地域, 第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域
B 地域	備考に掲げる町村のうち都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種住居地域, 第二種住居地域及び準住居地域
C 地域	備考に掲げる町村のうち都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域及び工業地域並びに同法による用途地域の指定のない区域

備考) 表 2.3-13 に掲げる地域は、茨城県では以下の市町村に相当する。

東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、稲敷郡美浦村、稲敷郡阿見町、稲敷郡河内町、結城郡八千代町、猿島郡五霞町、猿島郡境町、北相馬郡利根町。

(2) 規制基準

1) 騒音規制法による規制基準

「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)では、工場、建設作業及び自動車交通から発生する騒音について、住民の生活環境を保全する上で必要があると認める地域を知事が指定することとなっている。

① 特定工場における規制

「振動規制法」に規定される特定施設は表 2.3-14 に、特定工場等における規制基準は表 2.3-15 に示すとおりである。

表 2.3-14 騒音規制法に基づく特定施設

「騒音規制法施行令別表第一」

昭和43年11月27日 政令第324号

1	金属加工機械 イ. 圧延機械 (原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限定。) ロ. 製管機械 ハ. ベンディングマシン (ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限定。) ニ. 液圧プレス (矯正プレスを除く。) ホ. 機械プレス (呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限定。) ヘ. せん断機 (原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限定。) ト. 鍛造機 チ. ワイヤフォーマーマシン リ. プラスト (タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。) ス. タンブラー ル. 切断機 (といしを用いるものに限定。)
2	空気圧縮機及び送風機 (原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限定。)
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機 (原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限定。)
4	織機 (原動機を用いるものに限定。)
5	建設用資材製造機械 イ. コンクリートプラント (気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限定。) ロ. アスファルトプラント (混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限定。)
6	穀物用製粉機 (ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限定。)
7	木材加工機械 イ. ドラムバーカー ロ. チッパー (原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限定。) ハ. 碎木機 ニ. 帯のこ盤 (製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限定。) ホ. 丸のこ盤 (製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限定。) ヘ. かんな盤 (原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限定。)
8	抄紙機
9	印刷機械 (原動機を用いるものに限定。)
10	合成樹脂用射出成形機
11	鑄造型機 (ジョルト式のものに限定。)

表 2.3-15 特定工場等の規制基準

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」 昭和 43 年 11 月 27 日 厚・農・通・運・建告示第 1 号
 「茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第 10 の 1」 平成 17 年 9 月 30 日 規則第 98 号
 「特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定等」
 平成 24 年 3 月 30 日 茨城県告示第 385 号

区域の区分		基準値		
区域	あてはめ地域	朝夕 午前 8 時から 午後 6 時	昼間 午前 6 時から 午前 8 時まで 午後 6 時から 午後 9 時まで	夜間 午後 9 時から 翌日の 午前 6 時まで
第 1 種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の指定のない地域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	工業地域	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
第 5 種区域	工業専用地域	75 デシベル	75 デシベル	65 デシベル

備考) 第 2 種区域, 第 3 種区域又は第 4 種区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲 50 メートルの区域内における規制基準値は, 各欄に定める値から 5 デシベルを減じた値とする。

1. 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校
 2. 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所
 3. 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 4. 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館
 5. 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
 6. 就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園
- 第 5 種区域についての規制基準は, 第 5 種区域から他の区域に排出される場合にのみ適用されるものとする。

② 特定建設作業の規制

「騒音規制法」に基づく特定建設作業の種類は表 2.3-16 に、特定建設作業騒音に係る指定区域及び規制基準は表 2.3-17 に示すとおりである。

表 2.3-16 騒音規制法に規定する特定建設作業の種類

「騒音規制法施行令別表第二」		昭和 43 年 11 月 27 日 政令第 324 号
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）	
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）	
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）	
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。）を使用する作業	
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。）を使用する作業	
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。）を使用する作業	

表 2.3-17 特定建設作業騒音に係る規制基準

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」 昭和 43 年 11 月 27 日 厚生・建設省告示第 1 号
 「茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第 12」 平成 17 年 9 月 30 日 規則第 98 号

地域の区分	指定区域	基準値	夜間作業 禁止時間	1 日の作業 限度時間	連続作業 限度時間	作業 禁止日
第 1 号区域	第 1 種区域	85 デシベル	午後 7 時 ～午前 7 時	10 時間以内	最長 連続 6 日間	日曜日 その他の 休日
	第 2 種区域 第 3 種区域					
第 2 号区域	第 4 種区域 第 5 種区域		午後 10 時 ～午前 6 時	14 時間以内		

備考) 1. 次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 80m の区域内の区域

学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

2. 上表における第 1 種区域～第 5 種区域の区分は、表 2.3-15 におけるあてはめ地域と同様である。
3. 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。
4. 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1 日の作業時間を上記限度時間未満 4 時間以上の間において短縮させることを命じることを勧告又は命令できる。
5. 夜間作業禁止時間、1 日の作業限度時間、連続作業限度時間、作業禁止日については、災害等非常事態発生の場合、人命身体の危険防止の場合、当該特定建設作業がその作業を開始した日に終わる場合はこの限りでないこと。

③ 自動車騒音の限度（要請限度）

「騒音規制法」に基づく指定地域内における自動車騒音の限度は、表 2.3-18 に示すとおりである。

表 2.3-18 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号

「指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の規定に基づく区域の区分」

平成 24 年 3 月 30 日 茨城県告示第 387 号

区域の区分		車線数	要請限度	
区域	基本的なあてはめ地域		昼間 午前 6 時 ～午後 10 時	夜間 午後 10 時 ～午前 6 時
a 区域	第 1 種区域 第 2 種区域のうち ・第一種、第二種中高層住居 専用地域	1 車線	65 デシベル	55 デシベル
		2 車線以上	70 デシベル	65 デシベル
b 区域	第 2 種区域のうち ・第一種・第二種住居地域 ・準住居地域	1 車線	65 デシベル	55 デシベル
		2 車線以上	75 デシベル	70 デシベル
c 区域	第 3 種区域 第 4 種区域 第 5 種区域	車線を有する道路	75 デシベル	70 デシベル
a・b・c 区域内にお ける特例	以下の幹線交通を担う道路に 近接する区域 ・高速自動車国道、一般国道、 県道 ・4 車線以上の市町村道 ・自動車専用道路	2 車線以下の道路の端 から 15m 2 車線を越える道路の 端から 20m	75 デシベル	70 デシベル

備考)1. 上表における第 1 種区域～第 5 種区域の区分は、表 2.3-15 におけるあてはめ地域と同様である。

2) 条例による規制

「茨城県生活環境の保全等に関する条例」に規定される騒音特定施設は、表 2.3-19 に示すとおりであり、「日立市公害防止条例」に規定される騒音特定施設は、表 2.3-20 に示すとおりである。いずれも規制値基準は前出の表 2.3-15 に示すとおりである。

表 2.3-19 茨城県条例に基づく騒音特定施設

「茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第9の1」

平成 17 年 9 月 30 日 規則第 98 号

1	金属加工機械
	(1) 圧延機械(原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上のものに限る。)
	(2) 製管機械
	(3) ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。)
	(4) 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
	(5) 機械プレス(呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。)
	(6) せん断機(原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。)
	(7) 鍛造機
	(8) ワイヤフォーミングマシン
	(9) プラスト(タンブラスト以外ののものであって、密閉式のものを除く。)
	(10) タンブラー
(11) 切断機(といしを用いるものに限る。)	
2	空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)
4	織機(原動機を用いるものに限る。)
5	建設用資材製造機械
	(1) コンクリートプラント(気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。)
	(2) アスファルトプラント(混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。)
6	穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)
7	木材加工機械
	(1) ドラムバーカー
	(2) チッパー(原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。)
	(3) 碎木機
	(4) 帯のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。)
	(5) 丸のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。)
(6) かんな盤(原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。)	
8	抄紙機
9	印刷機械(原動機を用いるものに限る。)
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳造型機(ジヨルト式のものに限る。)

表 2.3-20 日立市条例に基づく騒音特定施設

「日立市公害防止条例施行規則別表第5」

昭和49年12月10日 規則第61号

区分	指定施設等	規模・能力
騒音	1 機械プレス	呼び加圧能力が30重量トン*未満のもの
	2 せん断機	原動機の定格出力が2.25kW以上3.75kW未満のもの
	3 空気圧縮機又は送風機	原動機の定格出力が3.75kW以上7.5kW未満のもの
	4 コンクリートプラント	混練機の混練容量が0.25立方メートル以上0.45立方メートル未満のもの
	5 アスファルトプラント	混練機の混練重量が100kg以上200kg未満のもの
	6 ダイカストマシン	呼び加圧能力が50重量トン*以上のもの
	7 冷凍機（往復動式、ロータリ式、遠心式のものに限る）	原動機の定格出力が7.5kW以上のもので家庭用パッケージ型を除く
	8 クーリングタワー	原動機の定格出力が0.75kW以上のもの
	9 遠心分離機	原動機の定格出力が1.5kW以上のもの
	10 天井走行クレーン又は門型走行クレーン	原動機の定格出力の合計が7.5kW以上のもの
	11 製缶作業	厚さ0.5mm以上の金属板を加工するもので電気、ガスを用いる金属の溶接機又は切断機等を使用する作業に限る
	12 研磨作業	（仕上げ作業を除く）
	13 木材加工作業	業として電気のこぎり又は電気カンナを使用して木材の切断を行なう作業であって、建築工事の現場において臨時的に行なう作業を除く

2.3.3 振動

(1) 規制基準

1) 振動規制法による規制基準

① 特定工場等の規制基準

振動に関する規制基準は、地域の区分及び時間の区分ごとに定められている。

「振動規制法」に規定される特定施設の種類の種類は表 2.3-21 に、特定工場等の振動に係る規制基準は表 2.3-22 に示すとおりである。対象事業実施区域は、用途地域に指定されていないことから第2種区域に相当する。

表 2.3-21 振動規制法に規定する特定施設の種類の種類

「振動規制法施行令別表第一」

昭和51年10月22日 政令第280号

1	金属加工機械 イ. 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ロ. 機械プレス ハ. せん断機（原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。） ニ. 鍛造機 ホ. ワイヤフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。）
2	圧縮機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。）
6	木材加工機械 イ. ドラムバーカー ロ. チッパー（原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。）
7	印刷機械（原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。）
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので、原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。）
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

表 2.3-22 特定工場の振動に係る規制基準

「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」 昭和 51 年 11 月 10 日 環境庁告示第 90 号
 「振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定等」
 平成 24 年 3 月 30 日 茨城県告示第 388 号

区域の区分		昼間 (午前 6 時～午後 9 時)	夜間 (午後 9 時～翌午前 6 時)
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 田園住居地域	65dB	55dB
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 用途地域の指定のない区域	70dB	60dB

備考)1. 次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 50m の区域内における規制基準値は、各欄に定める値から 5 デシベルを減じた値とする

学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

② 特定建設基準の規制基準

「振動規制法」に基づく特定建設作業の種類は表 2.3-23 に、特定建設作業振動に係る指定地域及び規制基準は表 2.3-24 に示すとおりである。

表 2.3-23 振動規制法に規定する特定建設作業の種類

「振動規制法施行令別表第二」 昭和 51 年 10 月 22 日 政令第 280 号

1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持ち式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）

表 2.3-24 特定建設作業の振動に係る規制基準

「振動規制法施行規則別表第一」 昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号

区分	あてはめ地域	基準値	作業 禁止時間	1 日の作 業 限度時間	連続作業 限度時間	作業 禁止日
第 1 号 区域	指定地域のうち、次の区域とする 第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域の一部の区域	75 デシベル	午後 7 時 ～午前 7 時	10 時間 以内	連続して 6 日以内	日曜日 その他 の休日
第 2 号 区域	指定地域のうち、第 1 号区域以外 の区域		午後 10 時 ～午前 6 時	14 時間 以内		

備考) 1. 次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 80m の区域内の区域

学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

2. 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

3. 75 デシベルを超える大きさの振動を発生する場合に改善勧告または命令を行うにあたり、1 日の作業時間を限度時間未満 4 時間以上の間において短縮させることができる。

4. 災害等非常事態発生の場合、人命身体の危険防止の場合はこの限りではない。

③ 道路交通振動の限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度は、表 2.3-25 に示すとおりである。

対象事業実施区域は用途地域の指定のない区域であることから、第 2 種区域の要請限度が適用される。

表 2.3-25 道路交通振動の要請限度

「振動規制法施行規則別表第二」

昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号

区域の区分		要請限度	
		昼間 (午前 6 時～午後 7 時)	夜間 (午後 7 時～翌午前 8 時)
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地 田園地域	65dB	60dB
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 用途地域の指定のない区域	70dB	65dB

備考)1. 上表における第 1 種区域～第 2 種区域の区分は、表 2.3-24 におけるあてはめ地域と同様である。

2) 条例による規制

「茨城県生活環境の保全等に関する条例」に規定される振動特定施設は、表 2.3-26 に示すとおりであり、規制基準は表 2.3-27 に示すとおりである。また、「日立市公害防止条例」に規定される騒音特定施設は、表 2.3-28 に示すとおりであり、規制基準は前出の表 2.3-22 に示すとおりである。

表 2.3-26 茨城県条例に基づく振動特定施設

「茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第9の2」

平成17年9月30日 規則第98号

1	金属加工機械
	(1) 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
	(2) 機械プレス(呼び加圧能力が294kN以上のものに限定。)
	(3) 鍛造機
	(4) 動力切断機
2	土石用又は鉋物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限定。)
3	建設用資材製造機械 コンクリートプラント(気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限定。)
4	木材加工機械
	(1) ドラムバーカー
	(2) チッパー(原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限定。)
5	鋳造型機(ジョルト式のものに限定。)
6	建設又は建築の現場工場に用いるもの(同一の場所において引き続き30日以上作業する場合に限定。)
	(1) くい打機(動力を用いるものに限定。)
	(2) さく岩機

表 2.3-27 茨城県条例に基づく振動規制基準

「茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第10の2」

平成17年9月30日 規則第98号

振動規制基準	人に不快感を与える等によりその生活を妨げ、又は物に被害を与えることがないと認められる程度の振動の大きさとする。
--------	---

表 2.3-28 日立市条例に基づく振動特定施設

「日立市公害防止条例施行規則別表第5」

昭和49年12月10日 規則第61号

区分	指定施設等	規模・能力
振動	1 コンクリートプラント	混練機の混練容量が0.25立方メートル以上0.45立方メートル未満のもの
	2 ダイカストマシン	呼び加圧能力が50重量トン*以上のもの
	3 冷凍機(往復動式、ロータリー式、遠心式のものに限定)	原動機の定格出力が7.5kW以上のもので家庭用パッケージ型を除く
	4 遠心分離機	原動機の定格出力が1.5kW以上のもの

2.3.4 悪臭

(1) 規制基準

「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）に基づく悪臭の規制は、規制地域内における工場・事業場に対して設定され、規制基準は敷地境界線上における濃度、排出口における排出量そして排出水中における濃度について定められている。

1) 敷地境界線上における規制基準

敷地境界線上における基準は、表 2.3-29 に示すとおりである。

対象事業実施区域では、市街化区域に定められていない地域の規制基準が適用される。

表 2.3-29 敷地境界線上における規制基準

「悪臭防止法施行規則別表第一」

昭和 47 年 5 月 30 日 総理府令第 39 号

「悪臭物質の排出を規制する地域及び悪臭物質の規制基準」

平成 24 年 3 月 29 日 茨城県告示第 332 号

悪臭物質名	規制基準 (ppm)	
	市街化区域に定められていない地域	市街化区域に定められている地域
1 アンモニア	2	1
2 メチルメルカプタン	0.004	0.002
3 硫化水素	0.06	0.02
4 硫化メチル	0.05	0.01
5 二硫化メチル	0.03	0.009
6 トリメチルアミン	0.02	0.005
7 アセトアルデヒド	0.1	0.05
8 プロピオンアルデヒド	0.1	0.05
9 ノルマルブチルアルデヒド	0.03	0.009
10 イソブチルアルデヒド	0.07	0.02
11 ノルマルバレールアルデヒド	0.02	0.009
12 イソバレールアルデヒド	0.006	0.003
13 イソブタノール	4	0.9
14 酢酸エチル	7	3
15 メチルイソブチルケトン	3	1
16 トルエン	30	10
17 スチレン	0.8	0.4
18 キシレン	2	1
19 プロピオン酸	0.07	0.03
20 ノルマル酪酸	0.002	0.001
21 ノルマル吉草酸	0.002	0.0009
22 イソ吉草酸	0.004	0.001
臭気強度	3	2.5

2) 排出口における規制基準

「悪臭防止法」に基づく事業場の煙突その他の気体排出施設から排出する特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の規制基準は、次式により算出した特定悪臭物質の種類ごとの流量となる。

通常は敷地境界線上における規制基準のみを適用するが、悪臭物質濃度が最も高くなる地点が敷地境界線以遠にある場合に、排出口における規制基準が適用される。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

ここにおいて q : 流量 (Nm³/時)

He : 補正された排出口の高さ (m)

Cm : 当該事業場の敷地境界線上における規制基準値 (ppm)

ただし、 He が 5m未満の場合この式による規制基準は適用されない。

3) 排出水中における規制基準

「悪臭防止法」に基づく事業場から排出される排出水中に含まれる特定悪臭物質（ただし、アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の排出基準は、次式により算出した排出水中の濃度である。

$$CLm = k \times Cm$$

ここにおいて CLm : 排出水中の濃度 (mg/l)

k : 表 2.3-30 における値

Cm : 当該事業場の敷地境界線上における規制基準値 (ppm)

表 2.3-30 排出水中の悪臭物質に係る k の値

「悪臭防止法施行規則別表第一」

昭和 47 年 5 月 30 日 総理府令第 39 号

「悪臭物質の排出を規制する地域及び悪臭物質の規制基準」

平成 24 年 3 月 29 日 茨城県告示第 332 号

悪臭物質	流量 Q (m ³ /秒)		
	$Q \leq 0.001$	$0.001 < Q \leq 0.1$	$0.1 < Q$
メチルメルカプタン	16	3.4	0.71
硫化水素	5.6	1.2	0.26
硫化メチル	32	6.9	1.4
二硫化メチル	63	14	2.9

備考) 1. メチルメルカプタンについては、0.002mg/lを規制基準の下限とする。

2. Q は工場その他の事業場から敷地外に排出される排出水の量 (m³/秒) を表す。

2.3.5 水質

(1) 水質汚濁

1) 環境基準

① 環境基本法に基づく環境基準

「環境基本法」に基づき、水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する基準として27項目が設定され、生活環境の保全に関する基準として河川では5項目が設定されている。

人の健康の保護に関する環境基準は表 2.3-31 に示すとおりで、すべての公共用水域に適用される。

表 2.3-31 人の健康の保護に関する環境基準（河川）

「水質汚濁に係る環境基準について」

昭和46年12月28日 環境庁告示第59号

項目		基準値
1	カドミウム	0.003mg/ℓ以下
2	全シアン	検出されないこと。
3	鉛	0.01mg/ℓ以下
4	六価クロム	0.02mg/ℓ以下
5	砒素	0.01mg/ℓ以下
6	総水銀	0.0005mg/ℓ以下
7	アルキル水銀	検出されないこと。
8	P C B	検出されないこと。
9	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
10	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
11	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
12	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
14	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下
15	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
16	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
19	チウラム	0.006mg/ℓ以下
20	シマジン	0.003mg/ℓ以下
21	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
22	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
23	セレン	0.01mg/ℓ以下
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
25	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
26	ほう素	1mg/ℓ以下
27	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下

備考)1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼ごとに利用目的に応じて指定された水域類型別に適用される。河川における環境基準は表 2.3-32 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺を流れる鮎川や桜川は類型指定されていない。

表 2.3-32 生活環境の保全に関する河川の環境基準

「水質汚濁に係る環境基準について」

昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号

ア.

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素 量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	20CFU/100ml 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	300CFU/100ml 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	1,000CFU/100ml 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	-
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	-
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の 浮遊が認められ ないこと。	2mg/ℓ 以上	-

- 備考) 1. 基準値は、日間平均値とする(湖沼もこれに準ずる。)
 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/ℓ以上とする(湖沼もこれに準ずる。)
 3. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 4. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 5. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 6. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
 7. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ.

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.0006mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下

備考)基準値は、年間平均値とする(湖沼もこれに準ずる。)

なお、平成 15 年 11 月 5 日環境省告示第 123 号により、水生生物の保全に係る水質環境基準として新たに「全亜鉛」が設定された。

② ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

ダイオキシン類の水質汚濁に係る環境基準については表 2.3-33 に示すとおりであり、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき定められている。また、水底の底質の汚濁に係る環境基準も同法に基づいて設定されている。

表 2.3-33 ダイオキシン類による水質汚濁に係る環境基準

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚濁を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について」平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号

項目	媒体	基準値
ダイオキシン類	水質	年間平均値が 1pg-TEQ/ℓ以下
	水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

備考)1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

2. 水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。

3. 水質の汚濁に係る環境基準は公共用水域及び地下水について適用される。

4. 水底の底質の汚濁に係る環境基準は、公共用水域の底質について適用される。

2) 規制基準

③ 水質汚濁防止法による排水基準

公共用水域の水質を保全するため「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）において、し尿処理施設等からの排水について排水基準が設定されている。

有害物質に係る排水基準は表 2.3-34 に示すとおりであり、28 項目にわたって最大値が定められている。排水量の多少にかかわらず全特定事業場に適用される。

表 2.3-34 有害物質に係る排水基準

「排水基準を定める省令別表第 1」

昭和 46 年 6 月 24 日 総理府令第 35 号

項目	許容限度
1 カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03mg/ℓ
2 シアン化合物	シアン 1mg/ℓ
3 有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1mg/ℓ
4 鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/ℓ
5 六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg/ℓ
6 砒素及びその化合物	砒素 0.1mg/ℓ
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/ℓ
8 アルキル水銀化合物	検出されないこと。
9 ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/ℓ
10 トリクロロエチレン	0.1mg/ℓ
11 テトラクロロエチレン	0.1mg/ℓ
12 ジクロロメタン	0.2mg/ℓ
13 四塩化炭素	0.02mg/ℓ
14 1,2-ジクロロエタン	0.04mg/ℓ
15 1,1-ジクロロエチレン	1mg/ℓ
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/ℓ
17 1,1,1-トリクロロエタン	3mg/ℓ
18 1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/ℓ
19 1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/ℓ
20 チウラム	0.06mg/ℓ
21 シマジン	0.03mg/ℓ
22 チオベンカルブ	0.2mg/ℓ
23 ベンゼン	0.1mg/ℓ
24 セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/ℓ
25 ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 10mg/ℓ 海域に排出されるもの 230mg/ℓ
26 ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 8mg/ℓ 海域に排出されるもの 15mg/ℓ
27 アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/ℓ
28 1,4-ジオキサン	0.5mg/ℓ

備考)1. 「検出されないこと。」とは、府令第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2. 砒素及びその化合物についての排水基準は政令一部改正施行の際現に湧出している温泉場を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

生活環境項目に係る排水基準は表 2.3-35 に示すとおりである。排水量 50m³/日以上の特定事業場に対して適用される。

表 2.3-35 生活環境項目に係る排水基準

「排水基準を定める省令別表第2」

昭和46年6月21日総理府令第35号

項目		単位	許容限度
1	水素イオン濃度(水素指数)	—	海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8以上8.6以下、海域に排出されるもの5.0以上9.0以下
2	生物化学的酸素要求量	mg/ℓ	160(日間平均120)
3	化学的酸素要求量	mg/ℓ	160(日間平均120)
4	浮遊物質量	mg/ℓ	200(日間平均150)
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/ℓ	5
6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	mg/ℓ	30
7	フェノール類含有量	mg/ℓ	5
8	銅含有量	mg/ℓ	3
9	亜鉛含有量	mg/ℓ	2
10	溶解性鉄含有量	mg/ℓ	10
11	溶解性マンガン含有量	mg/ℓ	10
12	クロム含有量	mg/ℓ	2
13	大腸菌群数	個/cm ³	日間平均3,000
14	窒素含有量	mg/ℓ	120(日間平均60)
15	リン含有量	mg/ℓ	16(日間平均8)

- 備考)1.「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
 2. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、湖沼に排出される排水に限って適用する。

④ 条例による排水基準

「茨城県生活環境の保全等に関する条例」では、汚水等排出施設が指定され、排水基準が適用されるが、当該事業計画においては対象となる施設はない。また、「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例(平成17年3月24日、茨城県条例第11号)」の規定に基づく、上乘せ排水基準が表 2.3-36 に示す8項目において適用される。

表 2.3-36 条例の定める排水基準

「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例別表第2」

平成17年3月24日茨城県条例第11号

項目		許容限度 (mg/ℓ)
1	生物化学的酸素要求量	60
2	化学的酸素要求量	60
3	浮遊物質量	90
4	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	10
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	10
6	フェノール類含有量	1
7	溶解性マンガン含有量	1
8	クロム含有量	1

⑤ 廃棄物の最終処分場の維持管理基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場の維持管理基準が、表 2.3-37 のとおり定められている。

表 2.3-37 最終処分場の維持管理基準

「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」

平成 12 年 1 月 14 日 総理府・厚生省例第 2 号

1	埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断できる 2 ヶ所以上の場所から採取した水の水質検査を行うこと。 埋立処分開始後、1 回以上/年行い、かつ、記録すること。 電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異常が認められた場合には、速やかに、ダイオキシン類の濃度を測定、記録すること。
2	水質検査の結果、ダイオキシン類による汚染が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保安上必要な措置を講ずること。
3	浸出液処理設備の維持管理は次により行うこと。 ・排水基準 10pg-TEQ/l に適合することとなるよう維持管理すること。 ・放流水についてダイオキシン類に係る水質検査を 1 回以上/年行い、かつ、記録すること。

2.3.6 地下水

(1) 環境基準

1) 環境基本法に基づく環境基準

「環境基本法」に基づき、地下水の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する基準として28項目が設定されている。

表 2.3-38 人の健康の保護に関する環境基準

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」

平成9年3月13日 環境庁告示第10号

項目		基準値
1	カドミウム	0.003mg/ℓ以下
2	全シアン	検出されないこと。
3	鉛	0.01mg/ℓ以下
4	六価クロム	0.02mg/ℓ以下
5	砒素	0.01mg/ℓ以下
6	総水銀	0.0005mg/ℓ以下
7	アルキル水銀	検出されないこと。
8	PCB	検出されないこと。
9	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
10	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
11	塩化ビニルモノマー	0.002mg/ℓ以下
12	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
13	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下
14	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
15	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
16	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
17	トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
19	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
20	チウラム	0.006mg/ℓ以下
21	シマジン	0.003mg/ℓ以下
22	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
23	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
24	セレン	0.01mg/ℓ以下
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
26	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
27	ほう素	1mg/ℓ以下
28	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下

備考)1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。